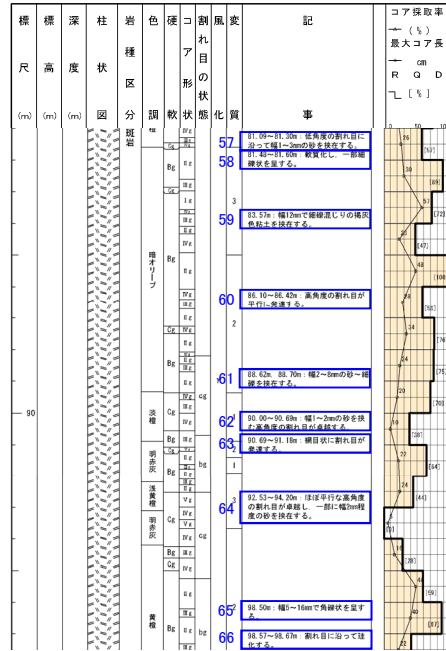


H27-Br-6

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
57 81.09~81.30m ・低角度の割れ目に沿って幅1~3mmの砂を挟む。
58 81.48~81.60m ・軟質化する。 ・割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
60 86.10~86.42m ・高角度の割れ目が発達する。
62 90.00~90.69m ・高角度の割れ目が発達する。
63 90.69~91.18m ・網目状に割れ目が発達する。
64 92.53~94.20m ・高角度の割れ目が発達する。 ・一部に幅2mm程度の砂を挟む。
65 98.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
66 98.57~98.67m ・割れ目に沿って珪化する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
57 81.09~81.30m ・低角度の割れ目に沿って幅1~3mmの砂を挟む。
58 81.48~81.60m ・軟質化する。 ・割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
60 86.10~86.42m ・高角度の割れ目が発達する。
62 90.00~90.69m ・高角度の割れ目が発達する。
63 90.69~91.18m ・網目状に割れ目が発達する。
64 92.53~94.20m ・高角度の割れ目が発達する。 ・一部に幅2mm程度の砂を挟む。
65 98.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
66 98.57~98.67m ・割れ目に沿って珪化する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
57 81.09~81.30m ・低角度の割れ目に沿って幅1~3mmの砂を挟む。
58 81.48~81.60m ・軟質化する。 ・割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
60 86.10~86.42m ・高角度の割れ目が発達する。
62 90.00~90.69m ・高角度の割れ目が発達する。
63 90.69~91.18m ・網目状に割れ目が発達する。
64 92.53~94.20m ・高角度の割れ目が発達する。 ・一部に幅2mm程度の砂を挟む。
65 98.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
66 98.57~98.67m ・割れ目に沿って珪化する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・“コア形状”欄に基づき“割れ目が多く”と記載。	変更なし	変更なし
59	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
60	・割れ目の発達の状況については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
61	・砂～細礫を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
62	・砂の挟在については、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
63	変更なし	変更なし	変更なし
64	・割れ目の発達の状況については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65	・角礫状の区間の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
66	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-6

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	状	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	分	別	別	状	目	状	化	事	(%)
-97.33(00.00)										67 98.67~98.71m 幅2~3cmの角割れ目より高角度の割れ目が発達する。厚さは2~5cm。	0
										68 98.78~98.50m 高角度の割れ目が発達する。	24

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
68 98.78~99.50m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
68 98.78~99.50m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料 (令和2年2月7日)

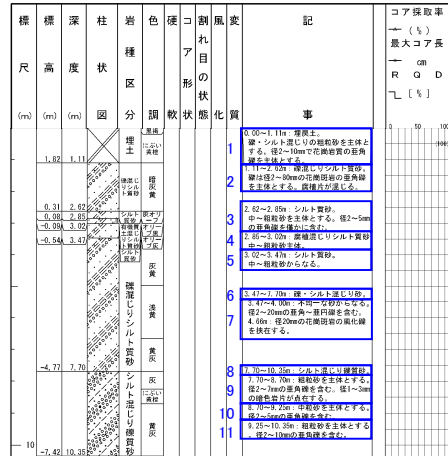
記 事
68 98.78~99.50m ・高角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
68	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-12

余白

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
1 0.00~1.11m ・埋戻土である。
2 1.11~2.62m ・礫混じりシルト質砂である。
3 2.62~2.85m ・シルト質砂である。
4 2.85~3.02m ・有機質土混じりシルト質砂である。
5 3.02~3.47m ・シルト質砂である。
6 3.47~7.70m ・礫・シルト混じり砂である。
8 7.70~10.35m ・シルト混じり礫質砂である。
11 中粒砂を主体とする。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1 0.00~1.11m ・埋戻土である。
2 1.11~2.62m ・礫混じりシルト質砂である。
3 2.62~2.85m ・シルト質砂である。
4 2.85~3.02m ・有機質土混じりシルト質砂である。
5 3.02~3.47m ・シルト質砂である。
6 3.47~7.70m ・礫・シルト混じり砂である。
8 7.70~10.35m ・シルト混じり礫質砂である。
11 中粒砂を主体とする。

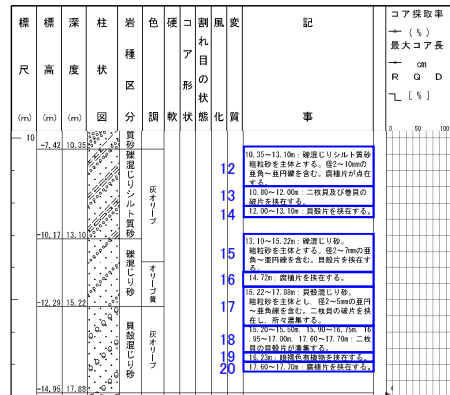
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00~1.11m ・埋戻土である。
2 1.11~2.62m ・礫混じりシルト質砂である。
3 2.62~2.85m ・シルト質砂である。
4 2.85~3.02m ・有機質土混じりシルト質砂である。
5 3.02~3.47m ・シルト質砂である。
6 3.47~7.70m ・礫・シルト混じり砂である。
8 7.70~10.35m ・シルト混じり礫質砂である。
11 中粒砂を主体とする。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(埋戻土→埋土)。 ・埋戻土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、腐植片については削除。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、円磨度については削除。	変更なし	変更なし
4	・表現の見直し(腐植混じり→有機質土混じり)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
6,7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
8~11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。 (誤記)“中粒砂及び粗粒砂を主体とする”と書くべきところを誤って“中粒砂を主体とする”と記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
12 10.35~13.10m ・ 礫混じりシルト質砂である。
15 13.10~15.22m ・ 礫混じり砂である。
17, 19, 20 15.22~17.88m ・ 貝殻混じり砂である。 ・ 一部、暗褐色を呈する有機物及び腐植片を含む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
12 10.35~13.10m ・ 礫混じりシルト質砂である。
15 13.10~15.22m ・ 礫混じり砂である。
17, 19, 20 15.22~17.88m ・ 貝殻混じり砂である。 ・ 一部、暗褐色を呈する有機物及び腐植片を含む。

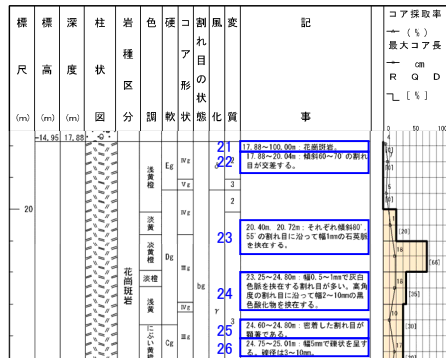
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
12 10.35~13.10m ・ 礫混じりシルト質砂である。
15 13.10~15.22m ・ 礫混じり砂である。
17, 19, 20 15.22~17.88m ・ 貝殻混じり砂である。 ・ 一部、暗褐色を呈する有機物及び腐植片を含む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(令和2.2.7)
12~14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫径、円磨度、粒度、腐植片については削除。	変更なし	変更なし
15,16	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度、礫径、円磨度、貝殻片については削除。	変更なし	変更なし
17~20	・砂の粒度については、補足的なものであるため削除。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、礫、貝殻片を削除し、有機物、腐植片を記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
21 17.88~100.00m ・花崗斑岩である。
23 20.40m, 20.72m ・高、中角度の割れ目に沿って幅1mmの石英脈を挟む。
25 24.60~24.80m ・密着した割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
21 17.88~100.00m ・花崗斑岩である。
23 20.40m, 20.72m ・高、中角度の割れ目に沿って幅1mmの石英脈を挟む。
25 24.60~24.80m ・密着した割れ目が発達する。

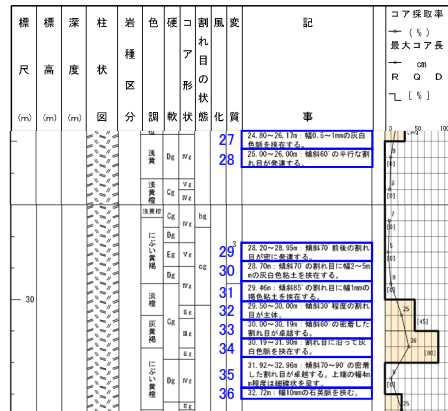
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
21 17.88~100.00m ・花崗斑岩である。
23 20.40m, 20.72m ・高、中角度の割れ目に沿って幅1mmの石英脈を挟む。
25 24.60~24.80m ・密着した割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・表現の見直し(傾斜80°, 55° →高, 中角度)。	変更なし	変更なし
24	・割れ目沿いに粘土脈を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・黒色酸化物については、補足的なものであるため削除。	—	—
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-12

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
27 24.80~31.90m 34 ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに褐色及び灰白色の粘土を挟む。
35 31.92~32.96m ・高角度の密着した割れ目が発達する。
36 32.72m ・幅10mmの石英脈を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
27 24.80~31.90m 34 ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに褐色及び灰白色の粘土を挟む。
35 31.92~32.96m ・高角度の密着した割れ目が発達する。
36 32.72m ・幅10mmの石英脈を挟む。

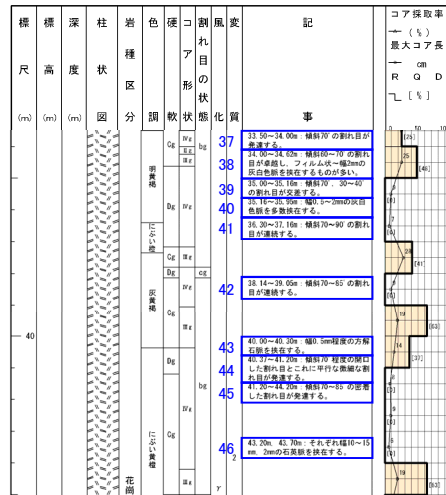
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
27 24.80~31.90m 34 ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに褐色及び灰白色の粘土を挟む。
35 31.92~32.96m ・高角度の密着した割れ目が発達する。
36 32.72m ・幅10mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27~34	・割れ目の発達程度や粘土の挟在について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
35	・表現の見直し(傾斜70~90° →高角度)。 ・細礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
36	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
37 33.50~39.05m
42 高角度の割れ目が発達し、一部で低角度の割れ目と斜交する。
43 40.00~40.30m
44 幅0.5mm程度の方解石脈を挟む。
44 40.37~41.20m
44 高角度の割れ目が発達する。
46 43.20m, 43.70m
46 幅10~15mm, 2mmの石英脈を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
37 33.50~39.05m
42 高角度の割れ目が発達し、一部で低角度の割れ目と斜交する。
43 40.00~40.30m
43 幅0.5mm程度の方解石脈を挟む。
44 40.37~41.20m
44 高角度の割れ目が発達する。
46 43.20m, 43.70m
46 幅10~15mm, 2mmの石英脈を挟む。

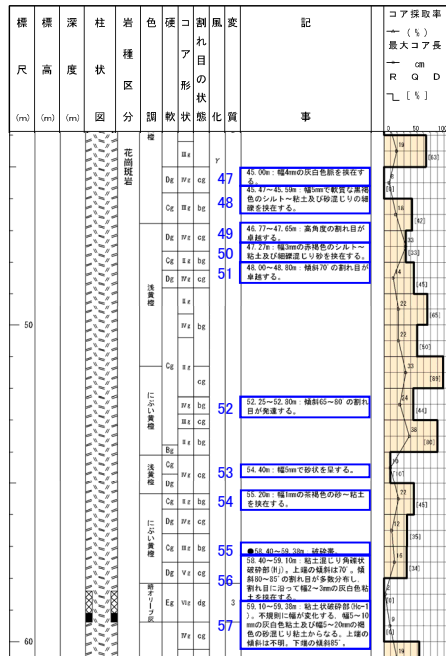
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
37 33.50~39.05m
42 高角度の割れ目が発達し、一部で低角度の割れ目と斜交する。
43 40.00~40.30m
43 幅0.5mm程度の方解石脈を挟む。
44 40.37~41.20m
44 高角度の割れ目が発達する。
46 43.20m, 43.70m
46 幅10~15mm, 2mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
37~42	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。 ・灰白色脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	変更なし
44	・表現の見直し(傾斜70°→高角度)。 ・割れ目の開口については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため削除。	—	—
46	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

49, 51, 52
46.77~52.80m
・高角度の割れ目が発達する。

53
54.40m
・割れ目が密集し、砂状を呈する。

55 }
57 }
●58.40~59.38m (f-br-12-1破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれセンスである。
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部。累計幅2.0cm
・走向・傾斜はN7° E85° Wである。
・下端境界の傾斜は85°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

49, 51, 52
46.77~52.80m
・高角度の割れ目が発達する。

53
54.40m
・割れ目が密集し、砂状を呈する。

55 }
57 }
●58.40~59.38m (f-br-12-1破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれセンスである。
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部。累計幅2.0cm
・走向・傾斜はN7° E85° Wである。
・下端境界の傾斜は85°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

49, 51, 52
46.77~52.80m
・高角度の割れ目が発達する。

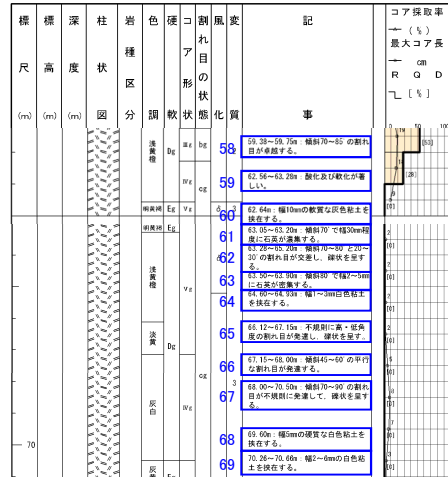
53
54.40m
・割れ目が密集し、砂状を呈する。

55 }
57 }
●58.40~59.38m (f-br-12-1破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれセンスである。
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部。累計幅2.0cm
・走向・傾斜はN7° E85° Wである。
・下端境界の傾斜は85°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・灰白色脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
48	・シルト～粘土及び砂混じり細礫を挟在するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
49,51,52	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
50	・シルト～粘土及び細礫混じり砂を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
53	・幅については、補足的なものであるため削除。 ・砂状部の周辺に細かな割れ目が発達することから、“割れ目が密集し”と記載。	変更なし	変更なし
54	・砂～粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
55～57	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、比較的直線的な下端境界で取得したものを除き削除。 ・“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 ・“割れ目が多数分布”、“不規則に幅が変化する”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
58 59.38~59.75m ・高角度の割れ目が発達する。
59 62.56~63.28m ・酸化及び軟化が著しい。
62. 63.28~65.20m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。
63 64.70~64.83m ・一部で石英が濃集する。
65 66.12~70.66m ・不規則に低~高角度の割れ目が発達する。 ・礫状を呈す。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
58 59.38~59.75m ・高角度の割れ目が発達する。
59 62.56~63.28m ・酸化及び軟化が著しい。
62. 63.28~65.20m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。
63 64.70~64.83m ・一部で石英が濃集する。
65 66.12~70.66m ・不規則に低~高角度の割れ目が発達する。 ・礫状を呈す。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
58 59.38~59.75m ・高角度の割れ目が発達する。
59 62.56~63.28m ・酸化及び軟化が著しい。
62. 63.28~65.20m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。
63 64.70~64.83m ・一部で石英が濃集する。
65 66.12~70.66m ・不規則に低~高角度の割れ目が発達する。 ・礫状を呈す。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
58	・表現の見直し(傾斜70~85° →高角度)。	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	・粘土を挟在するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
61	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
62.63	・表現の見直し(傾斜70~80° と20~30° →高角度と低角度)。 ・割れ目の発達する区間とその区間内における石英の濃集を一括記載。	変更なし	変更なし
64	・粘土を挟在するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
65~69	・割れ目の発達の程度について、区間を統合して一括記載。 ・69.00mに粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・70.26~70.66mの区間に粘土を挟在するが、いずれも連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	状	化	事	(%)
											最大コア径
											cm
											R Q D
											L (%)
							70			71.55~71.95m 傾斜60~70°の割れ目が発達する。	
							71			71.95~72.04m 角状破砕部有り、主として70°の割れ目が発達する。傾斜70°。	
							72			72.04~72.72m 粘土状破砕部有り、傾斜72°。	
							73			72.72~73.30m 粘土状破砕部有り、傾斜73°。	
							74			73.30m 傾10mの黄白色粘土を挟在する。傾斜60°。	
							75			74.44~76.78m 傾斜10~30°と60~90°の割れ目が発達し、岩片状を呈する。	
							76			76.78~78.80m 傾3~10mの深緑色の黄変した風化岩を呈する。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事	
70	71.55~71.95m ・高角度の割れ目が発達する。
71	●71.95~72.72m(1-br-12-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN6° W85° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
73	74.44~80.10m ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・岩片状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
70	71.55~71.95m ・高角度の割れ目が発達する。
71	●71.95~72.72m(1-br-12-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN6° W85° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
73	74.44~80.10m ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・岩片状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
70	71.55~71.95m ・高角度の割れ目が発達する。
71	●71.95~72.72m(1-br-12-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN6° W85° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
73	74.44~80.10m ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70	・表現の見直し(傾斜60~70° →高角度)。	変更なし	変更なし
71~73	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけ傾斜の見直しを反映。 ・“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
74	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
75	・表現の見直し(傾斜10~30°、60~90° →低~高角度)。(誤記)74.44~76.78mと書くべきところを誤って74.44~80.10mと記載。	変更なし	変更なし
76	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—

H27-Br-12

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	調	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	区	分	分	目	質		
							の			
							形			
							状			
							状			
							化			
							質			
									87	90.4m: 幅2mの灰白色粘土を挟在する。
									88	86.80~89.26m: 傾斜20°前後と60~80°の割れ目が交差し、礫状を呈する。
									89	86.15m: 幅20cmの傾いた灰白色粘土を挟在する。
									90	89.68~90.32m: 破砕帯。
									91	90.48~90.54m: 角礫状破砕部(砂)・土層の境界は75°、下部の傾斜は75°、割れ目に沿って網目状に灰白色粘土を挟在する。
									92	89.68~90.32m: 傾斜75°の破砕帯(砂)・土層の境界は75°、下部の傾斜は75°、割れ目に沿って網目状に灰白色粘土を挟在する。
									93	90.35~92.50m: 割れ目が網目状に発達する。一部片状を呈する。
									94	90.5m: 傾斜75°の赤褐色の粘土層を挟在する。
									95	90.2m~90.53m: 砂片状一様状を呈する。
									96	86.90~89.26m: 網目状の割れ目が灰白色粘土を挟在し、軟弱になる。下部に幅20cmの傾斜した赤褐色粘土を挟在し、傾斜は75°。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事	
86.80~89.26m	・低角度と高角度の割れ目が斜交する。 ・一部礫状を呈する。
88	●89.68~90.32m(f-br-12-3破砕帯)
90	・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。
92	・褐灰色の未固結粘土状部: 累計幅1.7cm ・走向・傾斜はN31° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は85°である。
93	90.35~93.53m
95	・割れ目が網目状に発達する。 ・一部岩片状~礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
86.80~89.26m	・低角度と高角度の割れ目が斜交する。 ・一部礫状を呈する。
88	●89.68~90.32m(f-br-12-3破砕帯)
90	・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。
92	・褐灰色の未固結粘土状部: 累計幅1.7cm ・走向・傾斜はN31° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は85°である。
93	90.35~93.53m
95	・割れ目が網目状に発達する。 ・一部岩片状~礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
86.80~89.26m	・低角度と高角度の割れ目が斜交する。 ・一部礫状を呈する。
88	●89.68~90.32m(f-br-12-3破砕帯)
90	・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。
92	・褐灰色の未固結粘土状部: 累計幅1.7cm ・走向・傾斜はN31° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は85°である。
93	90.35~93.53m
95	・割れ目が網目状に発達する。 ・一部岩片状~礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
88	・表現の見直し(傾斜20°前後と60~80°→低角度と高角度)。	変更なし	変更なし
89	・粘土を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
90~92	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけ傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし
93~95	・割れ目の発達について、区間を統合し一括記載。 ・粘土混じり砂を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
96	・粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。	—	—

H27-Br-12

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	目	化	事	(%)	
										最大コア長 — cm — R Q D — L (%)
								97	97, 98~99, 97mの灰色粘土を挟む層が連続する。	2
								98	97, 98~98, 15m, フィルム状~塊状の灰白~黄白色粘土を挟む。	
								99	99, 29~100, 00m 傾斜70°程度と30°前後の割れ目が交差し、礫状を呈する。径3~20mmの鉱物からなる高角閃となる。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
99, 29~100, 00m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
99, 29~100, 00m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
99, 29~100, 00m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
98	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
99	・表現の見直し(傾斜70°と30°前後→高角度と低角度)。 ・花崗斑岩の結晶度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

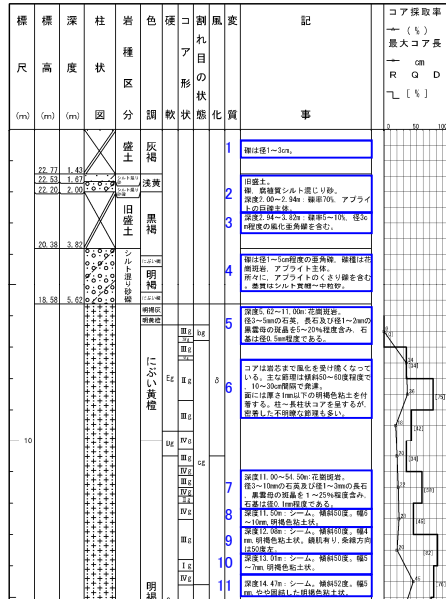
余白

H19-No.10

余白

H19-No.10

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00~1.43m ・盛土である。
a	1.43~1.67m ・シルト混じり砂である。
b	1.67~2.00m ・シルト混じり砂礫である。
2.3	2.00~3.82m ・旧盛土である。
4	3.82~5.62m ・シルト混じり砂礫である。
5,7.33, 42.45, 47.50, 53.62	5.62~120.00m ・花崗斑岩である。
8	11.50~14.47m ・角礫状~明褐色の粘土状を呈する。
11	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~1.43m ・盛土である。
a	1.43~1.67m ・シルト混じり砂である。
b	1.67~2.00m ・シルト混じり砂礫である。
2.3	2.00~3.82m ・旧盛土である。
4	3.82~5.62m ・シルト混じり砂礫である。
5,7.33, 42.45, 47.50, 53.62	5.62~120.00m ・花崗斑岩である。
8	11.50~14.47m ・角礫状~明褐色の粘土状を呈する。
11	

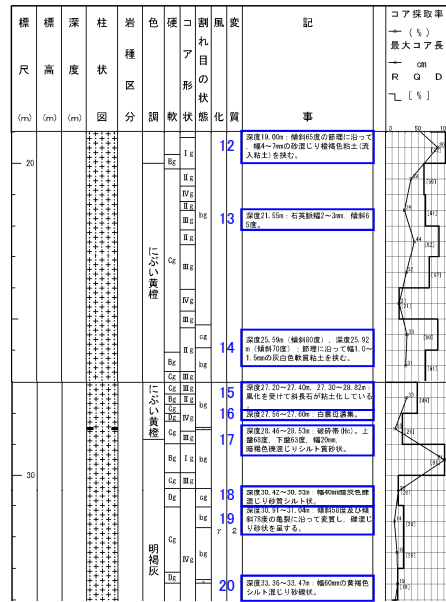
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~1.43m ・盛土である。
a	1.43~1.67m ・シルト混じり砂である。
b	1.67~2.00m ・シルト混じり砂礫である。
2.3	2.00~3.82m ・旧盛土である。
4	3.82~5.62m ・シルト混じり砂礫である。
5,7.33, 42.45, 47.50, 53.62	5.62~120.00m ・花崗斑岩である。
8	11.50~14.47m ・角礫状~明褐色の粘土状を呈する。
11	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて盛土と記載。 盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、礫径に関する記載は削除。 	変更なし	変更なし
a	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。 	変更なし	変更なし
b	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 	変更なし	変更なし
2.3	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて旧盛土と記載。 旧盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子、区間の細分に関する記載は削除。 	変更なし	変更なし
4	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度、礫種、基質については削除。 	変更なし	変更なし
5,7.33,42.45,47.50,53.62	<ul style="list-style-type: none"> 記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。(誤記)5.62~115.15mと書くべきところを誤って5.62~120.00mと記載。 一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	変更なし	変更なし
6	<ul style="list-style-type: none"> 風化を伴う脆弱化や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 一部割れ目に粘土を付着するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の割れ目に劣化が認められないことから削除。 	—	—
8~11	<ul style="list-style-type: none"> 粘土状の部分について、区間を統合して一括記載。 粘土の周辺で細片化していることから角礫状と記載。 シームという用語については削除。 シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-71~74頁)。 	変更なし	変更なし

H19-No.10

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事	
14	25.59~25.92m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。 ・軟質である。
15	27.20~28.82m ・風化部である。 ●28.46~28.53m ・破砕部である。 ・主に暗褐色の面結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は63°である。
17	30.42~30.53m ・暗灰色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
18	30.91~31.04m ・変質している。 ・割れ目が発達し、礫混じり砂状を呈する。
19	33.36~33.47m ・黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。
20	

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
14	25.59~25.92m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。 ・軟質である。
15	27.20~28.82m ・風化部である。 ●28.46~28.53m ・破砕部である。 ・主に暗褐色の面結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は63°である。
17	30.42~30.53m ・暗灰色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
18	30.91~31.04m ・変質している。 ・割れ目が発達し、礫混じり砂状を呈する。
19	33.36~33.47m ・黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。
20	

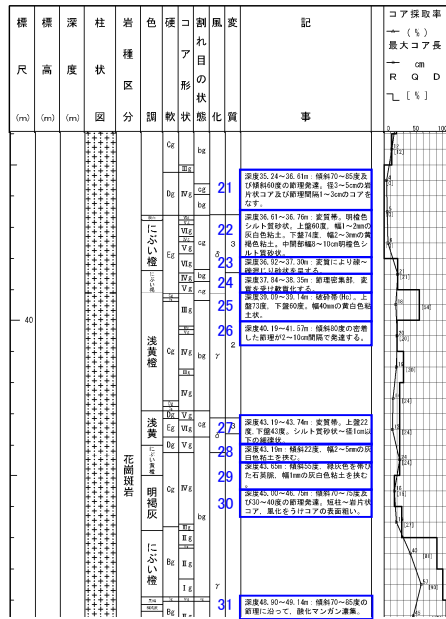
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
14	25.59~25.92m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。 ・軟質である。
15	27.20~28.82m ・風化部である。 ●28.46~28.53m ・破砕部である。 ・主に暗褐色の面結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は63°である。
17	30.42~30.53m ・暗灰色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
18	30.91~31.04m ・変質している。 ・割れ目が発達し、礫混じり砂状を呈する。
19	33.36~33.47m ・黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。
20	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・流入粘土を挟むが、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
13	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
14	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。 (誤記)“25.59m, 25.92m”と書くべきところを誤って“25.59~25.92m”と記載。	変更なし	変更なし
15	・表現の見直し(27.20~27.40m, 27.30~28.82m→27.20~28.82m)。 ・斜長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・白雲母の濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
17	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じた、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
18	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
19	・割れ目傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.10

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
21	35.24~36.61m ・高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する
22	36.61~36.76m ・変質している。 ・明褐色のシルト質砂状～灰白～黄褐色の粘土及び明褐色のシルト質砂状を呈する。
23	36.92~37.30m ・変質している。 ・礫状～堆積しり砂状を呈する。
24	37.84~38.35m ・変質している。 ・割れ目が発達する。 ・軟質である。
25	●39.09~39.14m ・破砕部である。 ・主ににふい褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は60°である。
27	43.19~43.74m ・変質している。 ・シルト質砂状～細礫状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
29	45.00~49.14m ・高角度の割れ目が発達し、短柱状～岩片状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	35.24~36.61m ・高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する
22	36.61~36.76m ・変質している。 ・明褐色のシルト質砂状～灰白～黄褐色の粘土及び明褐色のシルト質砂状を呈する。
23	36.92~37.30m ・変質している。 ・礫状～堆積しり砂状を呈する。
24	37.84~38.35m ・変質している。 ・割れ目が発達する。 ・軟質である。
25	●39.09~39.14m ・破砕部である。 ・主ににふい褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は60°である。
27	43.19~43.74m ・変質している。 ・シルト質砂状～細礫状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
29	45.00~49.14m ・高角度の割れ目が発達し、短柱状～岩片状を呈する。

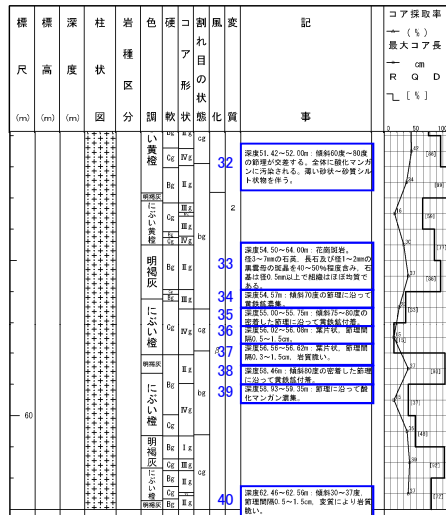
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	35.24~36.61m ・高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する
22	36.61~36.76m ・変質している。 ・明褐色のシルト質砂状～灰白～黄褐色の粘土及び明褐色のシルト質砂状を呈する。
23	36.92~37.30m ・変質している。 ・礫状～堆積しり砂状を呈する。
24	37.84~38.35m ・変質している。 ・割れ目が発達する。 ・軟質である。
25	●39.09~39.14m ・破砕部である。 ・主ににふい褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は60°である。
27	43.19~43.74m ・変質している。 ・シルト質砂状～細礫状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
29	45.00~49.14m ・高角度の割れ目が発達し、短柱状～岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・表現の見直し(傾斜75~85°及び傾斜60°→高角度)。 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし
22	・変質している区間の境界傾斜、細粒部の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	変更なし	変更なし	変更なし
25	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
26	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
27~29	・変質している区間とその区間内における粘土の挟在を一括記載。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30,31	・RQDと最大コア長の増大が認められることから、割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載し、“コア形状”欄に基づき短柱状～岩片状と記載。 ・表現の見直し(傾斜70~85°及び傾斜60°→高角度)。 ・割れ目沿いの酸化マンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.10

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
32 51.42~52.00m ・割れ目が発達し、砂状~砂質シルト状を呈する。
40 62.46~62.56m ・変質している。 ・中角度の割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
32 51.42~52.00m ・割れ目が発達し、砂状~砂質シルト状を呈する。
40 62.46~62.56m ・変質している。 ・中角度の割れ目が発達する。

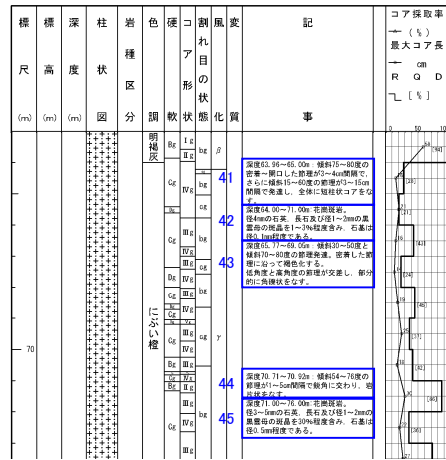
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
32 51.42~52.00m ・割れ目が発達し、砂状~砂質シルト状を呈する。
40 62.46~62.56m ・変質している。 ・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜、酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・砂状~砂質シルト状物を伴うが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	変更なし	変更なし
33	<ul style="list-style-type: none"> ・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	—	—
34.35	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。 	—	—
36.37	<ul style="list-style-type: none"> ・葉片状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
38	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。 	—	—
39	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いの酸化マンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。 	—	—
40	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直し(傾斜30~37° → 中角度)。 ・割れ目間隔については、ばらつきがあるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.10

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
41 63.96~65.00m ・割れ目が発達し、短柱状を呈する。
43, 44 65.77~71.00m ・低角度~高角度の割れ目が発達し、岩片状~部分的に角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
41 63.96~65.00m ・割れ目が発達し、短柱状を呈する。
43, 44 65.77~71.00m ・低角度~高角度の割れ目が発達し、岩片状~部分的に角礫状を呈する。

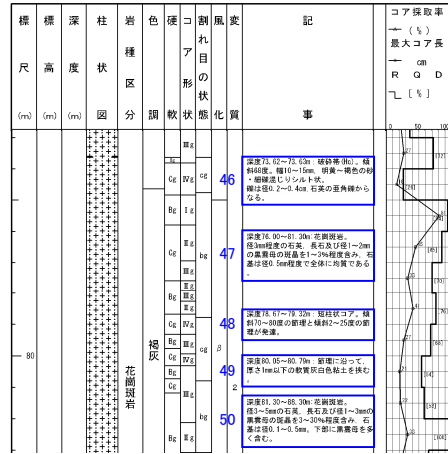
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
41 63.96~65.00m ・割れ目が発達し、短柱状を呈する。
43, 44 65.77~71.00m ・低角度~高角度の割れ目が発達し、岩片状~部分的に角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目間隔については、ばらつきがあるため削除。 	変更なし	変更なし
42	<ul style="list-style-type: none"> ・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	—	—
43,44	<ul style="list-style-type: none"> ・RQDと最大コア長が周囲に比べ低い区間が連続することから、割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。 ・表現の見直し(傾斜30° ~80° →低角度~高角度)。 	変更なし	変更なし
45	<ul style="list-style-type: none"> ・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	—	—

H19-No.10

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
46 ●73.62～73.63m ・破碎部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.00mである。 ・上端・下端境界の傾斜は68°である。
48 78.67～79.32m ・割れ目が発達し、短柱状を呈する。
49 80.05～80.79m ・割れ目によって灰白色の粘土を挟む。 ・軟質である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
46 ●73.62～73.63m ・破碎部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.00mである。 ・上端・下端境界の傾斜は68°である。
48 78.67～79.32m ・割れ目が発達し、短柱状を呈する。
49 80.05～80.79m ・割れ目によって灰白色の粘土を挟む。 ・軟質である。

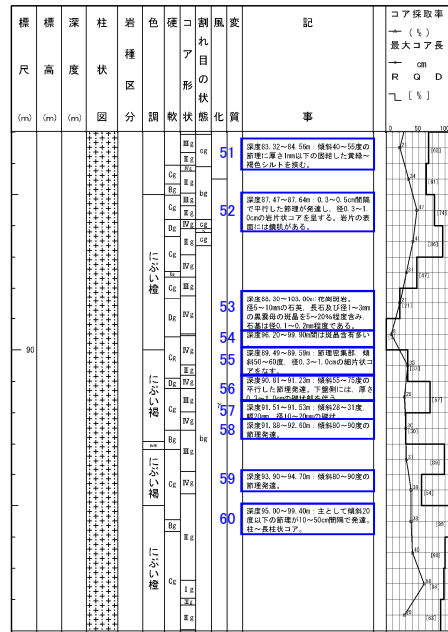
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
46 ●73.62～73.63m ・破碎部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.00mである。 ・上端・下端境界の傾斜は68°である。
48 78.67～79.32m ・割れ目が発達し、短柱状を呈する。
49 80.05～80.79m ・割れ目によって灰白色の粘土を挟む。 ・軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜68°”との記載については、上盤側と下盤側で同じ見かけの傾斜を示しているため、上盤側と下盤側に分けて記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破碎幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“石英の垂角礫”との記載については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
47	<ul style="list-style-type: none"> ・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	—	—
48	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
49	<ul style="list-style-type: none"> ・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。 	変更なし	変更なし
50	<ul style="list-style-type: none"> ・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	—	—

H19-No.10

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

51 83.32~84.56m
・中角度の割れ目に沿って黄緑~褐色シルトを挟む。

52 87.47~87.64m
・割れ目が発達し、岩片状を呈する。

56 90.81~94.70m
・高角度の割れ目が発達し、礫状を呈する。

59

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

51 83.32~84.56m
・中角度の割れ目に沿って黄緑~褐色シルトを挟む。

52 87.47~87.64m
・割れ目が発達し、岩片状を呈する。

56 90.81~94.70m
・高角度の割れ目が発達し、礫状を呈する。

59

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

51 83.32~84.56m
・中角度の割れ目に沿って黄緑~褐色シルトを挟む。

52 87.47~87.64m
・割れ目が発達し、岩片状を呈する。

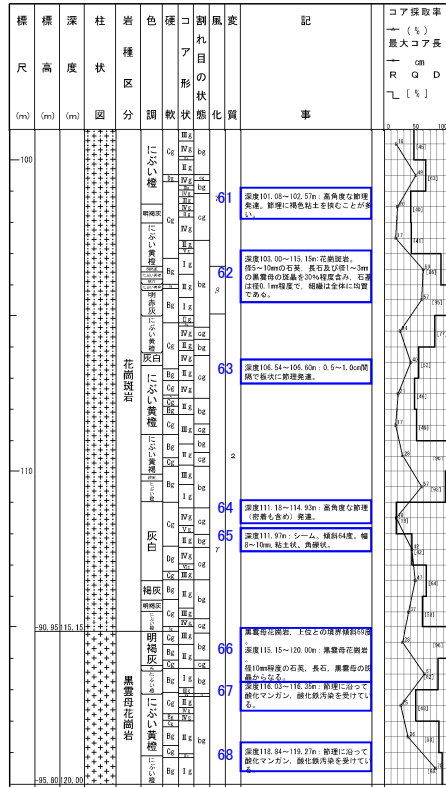
56 90.81~94.70m
・高角度の割れ目が発達し、礫状を呈する。

59

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直し(傾斜40~55° → 中角度)。 ・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。 ・劣化部の固結の程度については、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。 	変更なし	変更なし
52	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目間隔については、割れ目の発達に関する補足的なものであるため削除。 ・鏡肌については、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。 	変更なし	変更なし
53	<ul style="list-style-type: none"> ・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	—	—
54	<ul style="list-style-type: none"> ・斑晶については、補足的なものであるため削除。 	—	—
55	<ul style="list-style-type: none"> ・細片状を呈するが、直線性に乏しいことから削除。 	—	—
56~59	<ul style="list-style-type: none"> ・RQDの増大傾向が認められることから、割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。 ・表現の見直し(傾斜55~90° → 高角度)。 	変更なし	変更なし
60	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	—	—

H19-No.10

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

61 101.08~102.57m
・高角度の割れ目が発達する。
・割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。

63 106.54~114.93m
・角礫状~粘土状を呈する。
・高角度の割れ目が発達する。

66 115.15~120.00m
・黒雲母花崗岩である。

67 116.03~119.27m
・割れ目に沿って酸化マンガン、酸化鉄汚染を伴う。

68

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

61 101.08~102.57m
・高角度の割れ目が発達する。
・割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。

63 106.54~114.93m
・角礫状~粘土状を呈する。
・高角度の割れ目が発達する。

66 115.15~120.00m
・黒雲母花崗岩である。

67 116.03~119.27m
・割れ目に沿って酸化マンガン、酸化鉄汚染を伴う。

68

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

61 101.08~102.57m
・高角度の割れ目が発達する。
・割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。

63 106.54~114.93m
・角礫状~粘土状を呈する。
・高角度の割れ目が発達する。

66 115.15~120.00m
・黒雲母花崗岩である。

67 116.03~119.27m
・割れ目に沿って酸化マンガン、酸化鉄汚染を伴う。

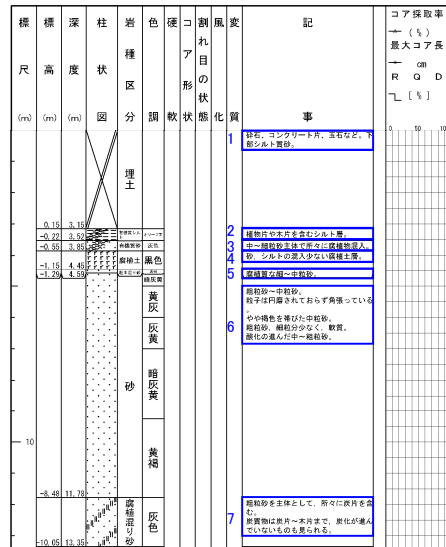
68

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	変更なし	変更なし	変更なし
62	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
63~65	・割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-75頁)。	変更なし	変更なし
66	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
67.68	・割れ目沿いの酸化マンガンと酸化鉄汚染について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし

H19-No.5

余白

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
1 0.00～3.15m ・埋土である。
2 3.15～3.52m ・有機質シルトである。
3 3.52～3.85m ・有機質砂である。
4 3.85～4.45m ・有機質土である。
5 4.45～4.59m ・粘土混じり砂である。
6 4.59～11.78m ・砂である。
7 11.78～13.35m ・有機質混じり砂である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1 0.00～3.15m ・埋土である。
2 3.15～3.52m ・有機質シルトである。
3 3.52～3.85m ・有機質砂である。
4 3.85～4.45m ・有機質土である。
5 4.45～4.59m ・粘土混じり砂である。
6 4.59～11.78m ・砂である。
7 11.78～13.35m ・有機質混じり砂である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00～3.15m ・埋土である。
2 3.15～3.52m ・有機質シルトである。
3 3.52～3.85m ・有機質砂である。
4 3.85～4.45m ・有機質土である。
5 4.45～4.59m ・粘土混じり砂である。
6 4.59～11.78m ・砂である。
7 11.78～13.35m ・有機質混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて埋土と記載。 埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。 	変更なし	変更なし
2	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて有機質シルトと記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、植物片、木片については削除。 	変更なし	変更なし
3	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて有機質砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、腐植物については削除。 	変更なし	変更なし
4	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて有機質土と記載。 表現の見直し(腐植土→有機質土)。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、砂、シルトについては削除。 	変更なし	変更なし
5	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて粘土混じり砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植質、粒度については削除。 	変更なし	変更なし
6	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、円磨度、硬軟については削除。 	変更なし	変更なし
7	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて有機質混じり砂と記載。 表現の見直し(腐植混じり→有機質混じり)。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、炭片については削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬さ	割ア	風目	波	記	コア採取率 (%)
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	態	化	質	
										事	
											0 10 100
	-10.05	13.35	砂							8	中〜粗粒砂で上位より粗粒砂の割合が低い。
	-12.70	16.00	砂	黄褐色						9	シルト分を含む砂層。砂は粗粒砂を有し、泥分が全体的に混入する。中〜粗粒砂。
	-15.45	18.75	シルト混じり砂	灰色						10	粗粒分少ない細粒砂主体。所々に中粒砂を伴う。
	-17.20	20.50	砂	灰オリーブ							

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
8 13.35~16.00m ・砂である。
9 16.00~18.75m ・シルト混じり砂である。
10 18.75~20.50m ・砂である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
8 13.35~16.00m ・砂である。
9 16.00~18.75m ・シルト混じり砂である。
10 18.75~20.50m ・砂である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
8 13.35~16.00m ・砂である。
9 16.00~18.75m ・シルト混じり砂である。
10 18.75~20.50m ・砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
8	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。 	変更なし	変更なし
9	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度や貝殻片については削除。 	変更なし	変更なし
10	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。 	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	目	化	事	(%)
尺	高	度	状	種	分	調	目	状	事	最大コア長
(m)	(m)	(m)	区	種	分	調	目	状	事	cm
										R
										Q
										D
										[%]
	18.15	21.45	黄灰	砂	11	砂は細～中粒砂、所々に細礫を含む。礫径約1～3mmの花崗岩の集積層、コア採取を含む。				2
	18.55	21.85	黄灰	砂	12	花崗岩の玉角、やや風化激しい。花崗岩の集積層の混入が多い。コア採取を含む。				10
	19.20	22.50	灰褐色	砂	13	細～中粒砂の互層。全層に炭片を含む。土質は均質で混入が少ない。				
	19.95	23.25	灰褐色	砂	14	細～中粒砂の互層。全層に炭片を含む。土質は均質で混入が少ない。				
	21.13	24.43	灰褐色	砂	15	細～中粒砂の互層。全層に炭片を含む。土質は均質で混入が少ない。				
	25.20	28.50	黄褐色	砂	16	細～中粒砂の互層。全層に炭片を含む。土質は均質で混入が少ない。				
	29.14	32.44	灰褐色	砂	17	細～中粒砂の互層。全層に炭片を含む。土質は均質で混入が少ない。				

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
11 20.50～21.45m ・礫混じり砂である。
12 21.45～21.85m ・礫である。
13 21.85～22.50m ・礫混じり砂である。
14 22.50～23.25m ・砂である。
15 23.25～24.43m ・砂礫である。
16 24.43～28.50m ・玉石混じり砂礫である。
17 28.50～32.44m ・礫混じり砂である。

審査資料 (平成30年11月30日)

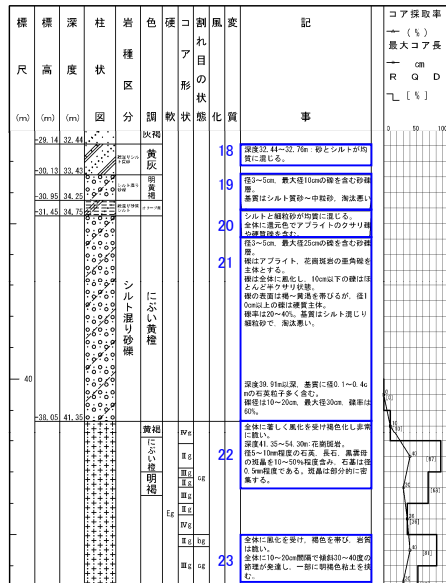
記 事
11 20.50～21.45m ・礫混じり砂である。
12 21.45～21.85m ・礫である。
13 21.85～22.50m ・礫混じり砂である。
14 22.50～23.25m ・砂である。
15 23.25～24.43m ・砂礫である。
16 24.43～28.50m ・玉石混じり砂礫である。
17 28.50～32.44m ・礫混じり砂である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
11 20.50～21.45m ・礫混じり砂である。
12 21.45～21.85m ・礫である。
13 21.85～22.50m ・礫混じり砂である。
14 22.50～23.25m ・砂である。
15 23.25～24.43m ・砂礫である。
16 24.43～28.50m ・玉石混じり砂礫である。
17 28.50～32.44m ・礫混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、礫種、円磨度については削除。 	変更なし	変更なし
12	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて礫と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、風化については削除。 	変更なし	変更なし
13	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫の混入状況については削除。 	変更なし	変更なし
14	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、炭片、堆積構造については削除。 	変更なし	変更なし
15	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂礫と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、基質については削除。 	変更なし	変更なし
16	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、砂層については削除。 	変更なし	変更なし
17	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、基質、砂層については削除。 	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
18	32.44~33.43m ・礫混じりシルト質砂である。
19	33.43~34.25m ・シルト混じり砂である。
20	34.25~34.75m ・礫混じり砂質シルトである。
21	34.75~41.35m ・シルト混じり砂礫である。
22	41.35~76.20m ・花崗斑岩である。
23	45.00~46.00m ・風化部である。 ・一部に明褐色の粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
18	32.44~33.43m ・礫混じりシルト質砂である。
19	33.43~34.25m ・シルト混じり砂である。
20	34.25~34.75m ・礫混じり砂質シルトである。
21	34.75~41.35m ・シルト混じり砂礫である。
22	41.35~76.20m ・花崗斑岩である。
23	45.00~46.00m ・風化部である。 ・一部に明褐色の粘土を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
18	32.44~33.43m ・礫混じりシルト質砂である。
19	33.43~34.25m ・シルト混じり砂である。
20	34.25~34.75m ・礫混じり砂質シルトである。
21	34.75~41.35m ・シルト混じり砂礫である。
22	41.35~76.20m ・花崗斑岩である。
23	45.00~46.00m ・風化部である。 ・一部に明褐色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
18	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、淘汰度については削除。 	変更なし	変更なし
19	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。(誤記)シルト混じり砂礫と書くべきところを誤ってシルト混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、基質については削除。 	変更なし	変更なし
20	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、色調、礫種については削除。 	変更なし	変更なし
21	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、礫率、基質については削除。 	変更なし	変更なし
22	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑岩の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・風化や割れ目の発達を伴う岩盤の劣化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> ・“風化”欄に基づき風化部と記載。 ・特徴的な一部に粘土を挟む区間について記載。 ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書 (平成19年)

標 尺 (m)	標 高 度 (m)	柱 深 度 (m)	柱 状 形 状	岩 種 分 類	色 調	硬 軟 状 態	割 れ 目 の 形 状	風 化 状 況	記 事	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L (%)
50			+	花崗					24 深さ49.2m、種別R2の距離 幅0.5 →1.5mの区間の粘土層を挿入。 25 距離の増加は50.0mが変質により粘 土の割合が多量に増加する。 26 深さ49.00~52.00m 距離度が全体に褐 →緑褐色を帯びる。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
25 49.00~50.00m ・変質している。 ・一部に灰白色の粘土を挟む。
26 50.00~52.00m ・割れ目に沿って褐～暗褐色を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
25 49.00~50.00m ・変質している。 ・一部に灰白色の粘土を挟む。
26 50.00~52.00m ・割れ目に沿って褐～暗褐色を呈する。

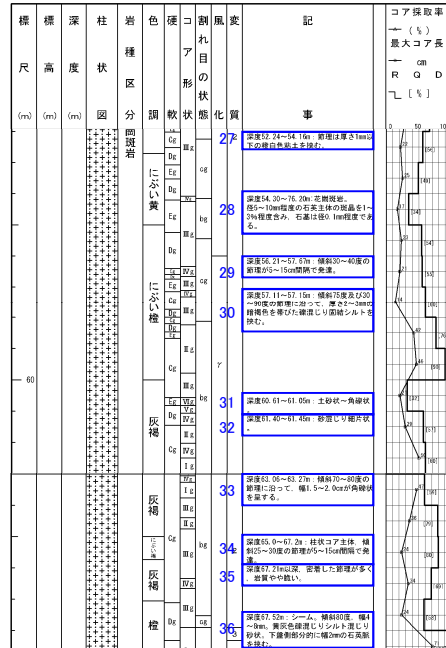
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
25 49.00~50.00m ・変質している。 ・一部に灰白色の粘土を挟む。
26 50.00~52.00m ・割れ目に沿って褐～暗褐色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
25	・変質している区間とその区間内における粘土の挟在を一括記載。 ・割れ目沿いの変色の記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

27 52.00~54.00m
・割れ目に沿って橙白色の粘土を挟む。

30 57.11~57.15m
・割れ目に沿って暗褐色の礫混じりシルトを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

27 52.00~54.00m
・割れ目に沿って橙白色の粘土を挟む。

30 57.11~57.15m
・割れ目に沿って暗褐色の礫混じりシルトを挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

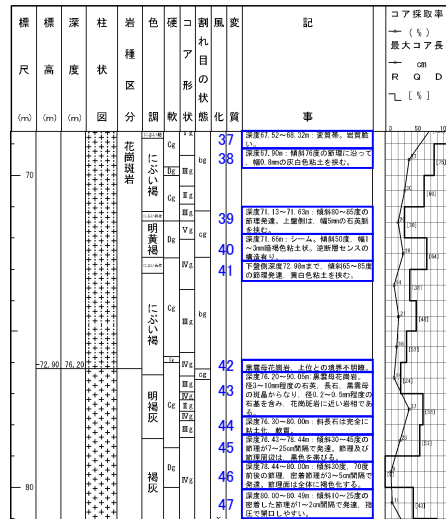
記事

27 52.00~54.00m
・割れ目に沿って橙白色の粘土を挟む。

30 57.11~57.15m
・割れ目に沿って暗褐色の礫混じりシルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27	・割れ目に沿って粘土を挟むする区間のうち、RQDと最大コア長が一定する区間を記載。 (誤記)52.24~54.16mと書くべきところを誤って52.00~54.00mと記載。	変更なし	変更なし
28	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
29	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
30	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・シルトの厚さについては、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
31	・土砂状~角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
32	・砂混じり細片状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
33	・割れ目沿いに角礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
34	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
35	・割れ目の密着状態については、補足的なものであるため削除。 ・脆弱化を伴う岩盤の劣化程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
36	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-28頁)。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
37 67.52~68.32m ・変質している。 ・軟質である。
38 67.90m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
39 71.13~71.63m ・割れ目が発達している。
41 71.66~72.98m ・割れ目に沿って黄白色の粘土を挟む。
43 76.20~90.05m ・黒雲母花崗岩である。
44 76.30~80.00m ・軟質である。

審査資料 (平成30年11月30日)

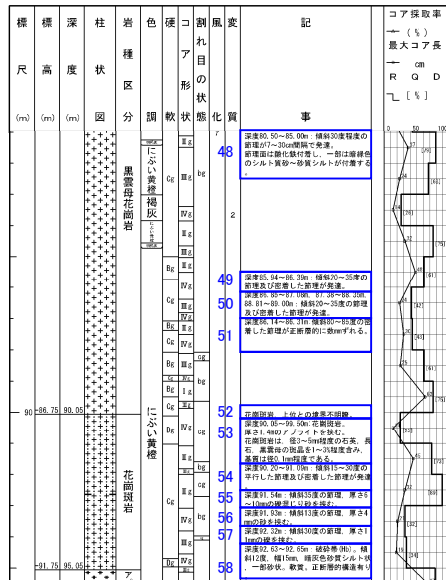
記 事
37 67.52~68.32m ・変質している。 ・軟質である。
38 67.90m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
39 71.13~71.63m ・割れ目が発達している。
41 71.66~72.98m ・割れ目に沿って黄白色の粘土を挟む。
43 76.20~90.05m ・黒雲母花崗岩である。
44 76.30~80.00m ・軟質である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
37 67.52~68.32m ・変質している。 ・軟質である。
38 67.90m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
39 71.13~71.63m ・割れ目が発達している。
41 71.66~72.98m ・割れ目に沿って黄白色の粘土を挟む。
43 76.20~90.05m ・黒雲母花崗岩である。
44 76.30~80.00m ・軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
37	・表現の見直し(岩質脆い⇒軟質化)。	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・粘土の幅の記載については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
39	・割れ目の傾斜や鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-29頁)。	—	—
41	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42,43	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・斜長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45~47	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
48 80.50~85.00m ・一部は暗緑色のシルト質砂～砂質シルトである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
48 80.50~85.00m ・一部は暗緑色のシルト質砂～砂質シルトである。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
48 80.50~85.00m ・一部は暗緑色のシルト質砂～砂質シルトである。

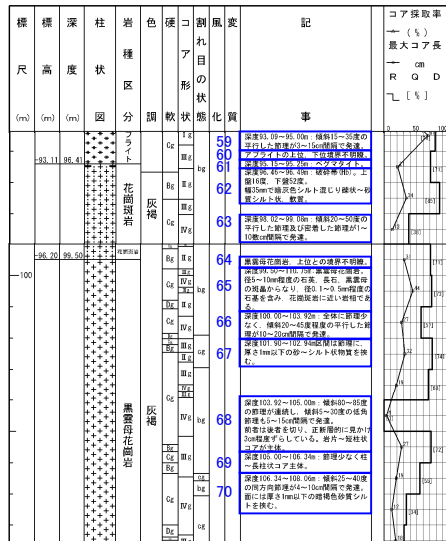
53 90.05~95.05m ・花崗斑岩である。
58 ●92.63~92.65m ・破砕部である。 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は12°である。

53 90.05~95.05m ・花崗斑岩である。
58 ●92.63~92.65m ・破砕部である。 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は12°である。

53 90.05~95.05m ・花崗斑岩である。
58 ●92.63~92.65m ・破砕部である。 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は12°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・割れ目に沿ってシルト質砂～砂質シルトを付着する区間について記載。	変更なし	変更なし
49.50	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
51	・密着した節理が正断層的にずれるとの記載については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
52.53	・花崗斑岩が連続する区間にアブライトを挟み込むことから、柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
54	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
55.56	・礫混じり砂及び砂を挟み込むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
57	・割れ目に沿って礫を挟み込むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
58	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“軟質”との記載については、破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。 ・“正断層的構造有り”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず)。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
60 95.05~96.41m ・アプライトである。
61 96.41~99.50m ・花崗斑岩である。
53 ●96.46~96.49m ・破砕部である。
62 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は52°である。
65 99.50~110.75m ・黒雲母花崗岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

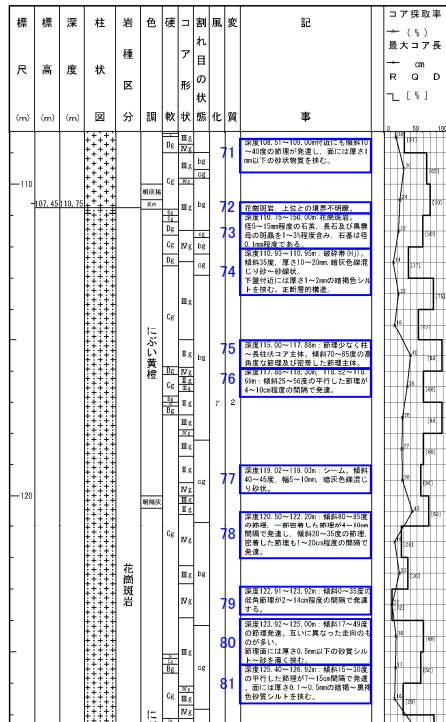
記事
60 95.05~96.41m ・アプライトである。
61 96.41~99.50m ・花崗斑岩である。
53 ●96.46~96.49m ・破砕部である。
62 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は52°である。
65 99.50~110.75m ・黒雲母花崗岩である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
60 95.05~96.41m ・アプライトである。
61 96.41~99.50m ・花崗斑岩である。
53 ●96.46~96.49m ・破砕部である。
62 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は52°である。
65 99.50~110.75m ・黒雲母花崗岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
59	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
60	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
53	・花崗斑岩が連続する区間にアプライトを挟在することから、柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。	変更なし	変更なし
61	・ペグマタイトの区間幅が小さく、柱状図で表示していないことから削除。	—	—
62	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“軟質”との記載については、破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
63	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
64.65	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
67	・割れ目沿いに砂〜シルト状物質を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
68	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・傾斜80~85度の割れ目が、傾斜5~30度の割れ目を正断層的にずらしているとの記載については、割れ目の周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
69	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
70	・割れ目沿いに砂質シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

73 110.75~150.00m
・花崗斑岩である。
●110.93~110.95m
・破砕部である。
74 110.93~110.95m
・暗灰色の固結礫状部からなる。
・上端境界の傾斜は35°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

73 110.75~150.00m
・花崗斑岩である。
●110.93~110.95m
・破砕部である。
74 110.93~110.95m
・暗灰色の固結礫状部からなる。
・上端境界の傾斜は35°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

73 110.75~150.00m
・花崗斑岩である。
●110.93~110.95m
・破砕部である。
74 110.93~110.95m
・暗灰色の固結礫状部からなる。
・上端境界の傾斜は35°である。

80 123.92~125.00m
・割れ目に沿って砂質シルト～砂を挟む。
125.40~126.92m
81 125.40~126.92m
・割れ目に沿って暗褐～黒褐色砂質シルトを挟む。

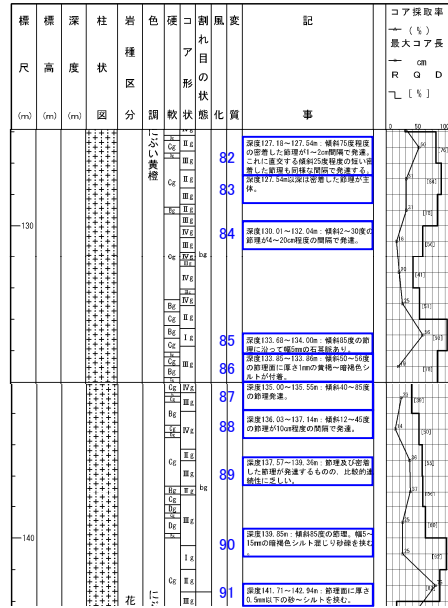
80 123.92~125.00m
・割れ目に沿って砂質シルト～砂を挟む。
125.40~126.92m
81 125.40~126.92m
・割れ目に沿って暗褐～黒褐色砂質シルトを挟む。

80 123.92~125.00m
・割れ目に沿って砂質シルト～砂を挟む。
125.40~126.92m
81 125.40~126.92m
・割れ目に沿って暗褐～黒褐色砂質シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・割れ目に沿って砂を挟むが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
72.73	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
74	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・見かけの傾斜の取得位置について、不連続面が明瞭であることから、上端境界と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“正断層の構造”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・“シルトを挟む”との記載については、シルトの連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
75.76	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
77	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-30頁)。	—	—
78.79	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
80	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・砂質シルト～砂の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
81	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

91 141.71~142.94m
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

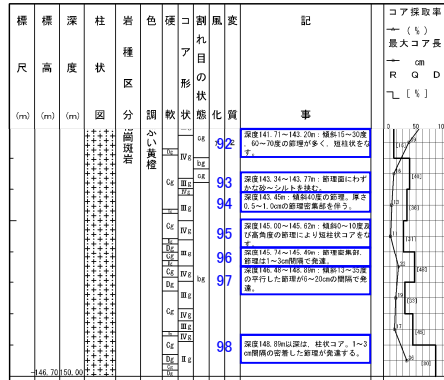
91 141.71~142.94m
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

91 141.71~142.94m
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
83	・割れ目の密着状態については、補足的なものであるため削除。	—	—
84	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
85	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
86	・割れ目沿いにシルトを付着するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
87~89	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
90	・割れ目に沿ってシルト混じり砂礫を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
91	・砂～シルトの厚さの記載については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
92	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
93,94	・一部で割れ目が密集し、砂~シルトを挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
95	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
96	・割れ目が密集するが、当該区間の周囲と岩盤状況に明瞭な差が認められないことから削除。	—	—
97,98	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

H20-④-4

余白

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	事	(%)
33.21	1.44		シルト質砂	暗褐色	硬				0.00~0.00m コンクリート、0.00~1.44m シルト質砂	最大コア長 — cm — R Q D — L (%)
32.90	1.72		花崗斑岩	淡黄色	硬				1.44~3.00m 中角度のアブライトが巨層状に分布する。変質の境界は層理的である。傾斜は、傾1~20m程度の石英長石、径500μ以下の黒雲母の斑晶を1~20μ程度含む。	
31.91	2.80		アブライト	灰白	硬				アブライトは、傾1~5m程度の石英長石を伴うことが多い。	
30.59	4.12		アブライト	灰白	硬				1.44~3.00m アブライト軟質で軟質で、ハンマーで等しい響音→響音を伴う。	
30.40	4.31		アブライト	灰白	硬				1.44~4.31m 傾45°及び70°程度の割れ目がある。割れ目に沿って灰色の粘土を伴うことが多い。	
28.99	5.72		花崗斑岩	淡黄色	硬				傾45~70°の軟質、上部5%、下部45%の軟質、軟質化している。割れ目が見られる。割れ目に沿って褐色のマンガンや灰白色粘土を伴うことがある。	
28.84	5.87		花崗斑岩	淡黄色	硬				傾45~70°の軟質、上部5%、下部45%の軟質、軟質化している。割れ目が見られる。割れ目に沿って褐色のマンガンや灰白色粘土を伴うことがある。	
25.66	9.05		ア	灰白	硬				傾45~70°の軟質、上部5%、下部45%の軟質、軟質化している。割れ目が見られる。割れ目に沿って褐色のマンガンや灰白色粘土を伴うことがある。	

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
1. 0.00~1.44m ・シルト質砂である。
2. 1.44~1.72m、1.97~2.80m、4.12~4.31m ・花崗斑岩である。
3. 1.72~1.97m、2.80~4.12m、4.31~5.72m ・アブライトである。
4. 1.44~9.31m ・中角度~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白色の粘土を伴う。 ・軟質である。
5. 3.54~3.73m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を網目状に挟む。
7. 4.35~4.53m ・変質している。 ・軟質である。
8. 5.72~5.87m ・ペグマタイトである。
10. 5.87~19.30m ・花崗斑岩が主体である。

審査資料
(平成30年11月30日)

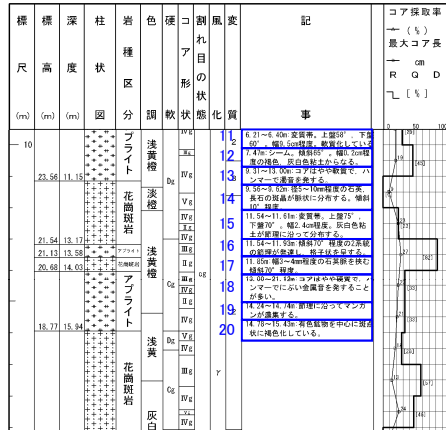
記事
1. 0.00~1.44m ・シルト質砂である。
2. 1.44~1.72m、1.97~2.80m、4.12~4.31m ・花崗斑岩である。
3. 1.72~1.97m、2.80~4.12m、4.31~5.72m ・アブライトである。
4. 1.44~9.31m ・中角度~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白色の粘土を伴う。 ・軟質である。
5. 3.54~3.73m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を網目状に挟む。
7. 4.35~4.53m ・変質している。 ・軟質である。
8. 5.72~5.87m ・ペグマタイトである。
10. 5.87~19.30m ・花崗斑岩が主体である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
1. 0.00~1.44m ・シルト質砂である。
2. 1.44~1.72m、1.97~2.80m、4.12~4.31m ・花崗斑岩である。
3. 1.72~1.97m、2.80~4.12m、4.31~5.72m ・アブライトである。
4. 1.44~9.31m ・中角度~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白色の粘土を伴う。 ・軟質である。
5. 3.54~3.73m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を網目状に挟む。
7. 4.35~4.53m ・変質している。 ・軟質である。
8. 5.72~5.87m ・ペグマタイトである。
10. 5.87~19.30m ・花崗斑岩が主体である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1,2	・柱状図に合わせてシルト質砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、コンクリートについては削除。	変更なし	変更なし
3,a,b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とアブライトの深度区間を岩種ごとに一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4,5	・軟質な区間と区間内の割れ目の傾向を一括記載。 ・表現の見直し(45°及び70°→中角度~高角度)。	変更なし	変更なし
6	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
7	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの粘土の挟在については、変質している区間や破砕部の記載の中で、目立つ粘土を個別に説明していることから削除。	—	—
10	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて花崗斑岩を主体とする深度区間を記載。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事	
11 d 15, 16	6.21~6.40m ・変質している。 ・軟質である。 9.05~11.15m, 13.17~13.58m, 14.03~15.94m ・アブライトである。 11.54~11.61m ・変質している。 ・割れ目が発達し、格子状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

審査資料
(平成30年11月30日)

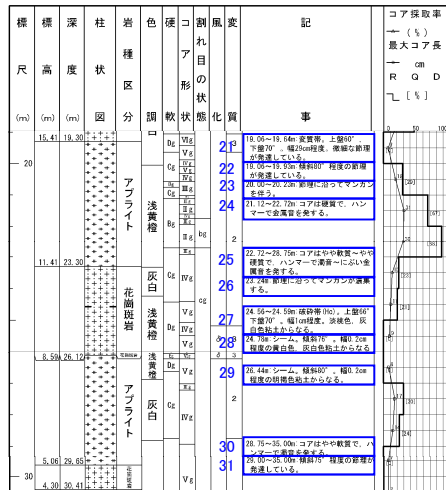
記 事	
11 d 15, 16	6.21~6.40m ・変質している。 ・軟質である。 9.05~11.15m, 13.17~13.58m, 14.03~15.94m ・アブライトである。 11.54~11.61m ・変質している。 ・割れ目が発達し、格子状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事	
11 d 15, 16	6.21~6.40m ・変質している。 ・軟質である。 9.05~11.15m, 13.17~13.58m, 14.03~15.94m ・アブライトである。 11.54~11.61m ・変質している。 ・割れ目が発達し、格子状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-211頁)。	—	—
d	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
13	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
14	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
15,16	・格子状を呈する区間のうち、変質している区間のみを記載。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
18	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
19	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
20	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
21. 19.06~19.93m ・変質している。 ・高角度の割れ目が発達する。
22. 19.30~23.30m ・アブライトである。
24. 21.12~22.72m ・硬質である。
25. 22.72~28.75m ・やや軟質～やや硬質である。
26. 23.30~26.12m ・花崗斑岩である。
27. ●24.56~24.59m ・破砕部である。 ・淡桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.00mである。 ・走向・傾斜はN4° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は70°である。
28. 26.12~29.65m ・アブライトである。
29. 28.75~35.00m ・高角度の割れ目が発達する。
30. 29.65~30.41m、31.60~35.00m ・花崗斑岩である。
31. 30.41~31.60m ・アブライトである。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
21. 19.06~19.93m ・変質している。 ・高角度の割れ目が発達する。
22. 19.30~23.30m ・アブライトである。
24. 21.12~22.72m ・硬質である。
25. 22.72~28.75m ・やや軟質～やや硬質である。
26. 23.30~26.12m ・花崗斑岩である。
27. ●24.56~24.59m ・破砕部である。 ・淡桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.00mである。 ・走向・傾斜はN4° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は70°である。
28. 26.12~29.65m ・アブライトである。
29. 28.75~35.00m ・高角度の割れ目が発達する。
30. 29.65~30.41m、31.60~35.00m ・花崗斑岩である。
31. 30.41~31.60m ・アブライトである。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
21. 19.06~19.93m ・変質している。 ・高角度の割れ目が発達する。
22. 19.30~23.30m ・アブライトである。
24. 21.12~22.72m ・硬質である。
25. 22.72~28.75m ・やや軟質～やや硬質である。
26. 23.30~26.12m ・花崗斑岩である。
27. ●24.56~24.59m ・破砕部である。 ・淡桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.00mである。 ・走向・傾斜はN4° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は70°である。
28. 26.12~29.65m ・アブライトである。
29. 28.75~35.00m ・高角度の割れ目が発達する。
30. 29.65~30.41m、31.60~35.00m ・花崗斑岩である。
31. 30.41~31.60m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・高角度の割れ目が発達する区間と、その中で変質している区間を一括記載。 ・表現の見直し(80° → 高角度)。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
23	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
24	・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
f	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
27	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
28	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-212頁)。	—	—
g	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
29	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-213頁)。	—	—
30,31	・軟質な区間とその中で高角度の割れ目が発達する区間を一括記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(75° → 高角度)。	変更なし	変更なし
h	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
i	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

H20-④-4

委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	分	種	調	状	目	化	質	事	(%)
			区	別	別	態	形	率			最大コア長
							状				cm
							状				R
							状				Q
							状				D
							状				L
							状				[%]
	3.00	32.05								29.00~35.00m 傾斜75°程度の節理が発達している。	0
	4.30	30.41								30.41m 傾斜75°程度の長さの斑晶が散在している。	0
	3.11	31.80								32.51m シーム、傾斜83°、幅0.1cm程度の斑晶、斑晶も、白色粘土からなる。厚さは同系統の節理が発達している。	0
										33.97~35.00m 節理に沿ってマンガンを含む。	0
	0.20	35.00								34.15m シーム、傾斜82°、幅0.1cm程度の斑晶、白色粘土からなる。節理は節理が発達している。	0

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事

34. 33.96~35.00m
・高角度の割れ目が発達している。
35. 割れ目に沿って褐~白色の粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

34. 33.96~35.00m
・高角度の割れ目が発達している。
35. 割れ目に沿って褐~白色の粘土を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

34. 33.96~35.00m
・高角度の割れ目が発達している。
35. 割れ目に沿って褐~白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-214頁)。	—	—
34.35	・割れ目の発達する区間とその中の粘土について一括記載。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-215頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-15

余白

H24-B8-15

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 状	硬 度	割 裂	風 化	記 事	コア採取率
(m)	(m)	図 分				目 的	状 態		(%)
									最大コア長 — cm — R Q D — [%]
	-4.56	12.64						1 0.00~12.64m ノンコア	0 50 100
								2 12.64~21.42m 礫混じり砂質土主体の堆積物である。	0 100
								3 12.64~15.82m 礫混じり砂質土主体の堆積物である。石灰石の礫および最大30mmの円筒状礫が多数含まれている。	0 100
								4 12.64~16.24m シルト分が多く、礫も多数含まれている。	0 100
								5 14.17~15.20m 礫も多数含まれている。	0 100
								6 15.82m 灰はシルト分を含む。	0 100
	-7.41	16.59						8 15.82~18.05m 砂質土である。礫が主体となる。上部は厚さ10mmの粘土質シルトを挟む。下部は厚さ10~50mmの礫層を含む。	0 100
	-7.80	16.24						9 15.82~18.05m 有機質シルトである。	0 100
								10 16.24~18.18m 礫・砂混じり有機質シルトである。	0 100
	-9.56	18.18						11 16.24~18.18m 礫・砂混じり有機質シルトである。厚さ2~5mmの石灰石が主体となる。厚さ20mm程度の石灰石の礫も含まれている。	0 100
	-9.84	18.49						11 16.08~18.18m 有機質シルトが主体となる。	0 100

審査資料案

記 事
1 0.00~12.64m ・ノンコア。
3 12.64~15.82m ・礫質砂である。
7
8 15.82~16.05m ・砂層である。
9 16.05~16.24m ・礫・砂混じり有機質シルトである。
10 16.24~18.18m ・礫質砂である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~12.64m ・ノンコア。
3 12.64~15.82m ・礫質砂である。
7
8 15.82~16.05m ・砂層である。
9 16.05~16.24m ・礫・砂混じり有機質シルトである。
10 16.24~18.18m ・礫質砂である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~12.64m ・ノンコア。
3 12.64~15.82m ・礫質砂である。
7
8 15.82~16.05m ・砂層である。
9 16.05~16.24m ・礫・砂混じり有機質シルトである。
10 16.24~18.18m ・礫質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(ノンコア→コア欠)。	変更なし	変更なし
2	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
3~7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
9	・再観察結果に基づき、礫・砂混じり有機質シルトと記載。	変更なし	変更なし
10,11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や区間の細分については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-15

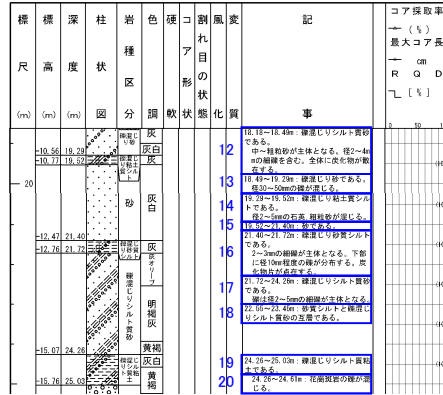
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事
12 18.18~18.49m ・ 礫混じりシルト質砂である。
13 18.49~19.29m ・ 礫混じり砂である。
14 19.29~19.52m ・ 礫混じり粘土質シルトである。
15 19.52~21.40m ・ 砂である。
16 21.40~21.72m ・ 礫混じり砂質シルトである。
17 21.72~24.26m ・ 礫混じりシルト質砂である。
18 24.26~28.93m ・ 礫混じりシルト質粘土である。
19 24.61~25.03m ・ 礫混じりシルト質粘土である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
12 18.18~18.49m ・ 礫混じりシルト質砂である。
13 18.49~19.29m ・ 礫混じり砂である。
14 19.29~19.52m ・ 礫混じり粘土質シルトである。
15 19.52~21.40m ・ 砂である。
16 21.40~21.72m ・ 礫混じり砂質シルトである。
17 21.72~24.26m ・ 礫混じりシルト質砂である。
18 24.26~28.93m ・ 礫混じりシルト質粘土である。
19 24.61~25.03m ・ 礫混じりシルト質粘土である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
12 18.18~18.49m ・ 礫混じりシルト質砂である。
13 18.49~19.29m ・ 礫混じり砂である。
14 19.29~19.52m ・ 礫混じり粘土質シルトである。
15 19.52~21.40m ・ 砂である。
16 21.40~21.72m ・ 礫混じり砂質シルトである。
17 21.72~24.26m ・ 礫混じりシルト質砂である。
18 24.26~28.93m ・ 礫混じりシルト質粘土である。
19 24.61~25.03m ・ 礫混じりシルト質粘土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、炭化物については削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫種については削除。	変更なし	変更なし
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、炭化物については削除。	変更なし	変更なし
17,18	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径や区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度、区間の細分については削除。 (誤記)24.26~25.03mと書くべきところを誤って24.26~28.93m、24.61~25.03mと記載。	変更なし	変更なし
20	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や区間の細分については削除。	—	—

H24-B8-15

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 状	硬 度	割 削	風 化	記 事	コア採取率
(m)	(m)	図 分	区 分	状 態	値	目 的	状 態	事	(%)
								21 25.03~28.93m 砂礫である。粒径D_{50}最大300mmの片礫が多数あり、至多粒径50~100含む。大半の礫が半分以上が砂質である。上部はシルトの混じる細粒砂が主体である。全粒に酸化汚染を受け、一部に黄褐色~黄褐色を示している。	0 50 100
	19.30							22 28.93~31.42m 玉石混じり砂礫である。玉石は粒径50~100mmの片礫が多数あり、至多粒径50~100含む。大半の礫が半分以上が砂質である。上部はシルトの混じる細粒砂が主体である。全粒に酸化汚染を受け、一部に黄褐色~黄褐色を示している。	
	21.58							23 31.42~51.12m 花崗斑岩である。石英・長石の斑晶が顕微鏡で認められる。斑晶は径2~5mm(最大10mm)程度である。長石類は白濁し軟質化している。	
	30							24 51.12~53.40m 花崗斑岩である。石英・長石の斑晶が顕微鏡で認められる。斑晶は径2~5mm(最大10mm)程度である。長石類は白濁し軟質化している。	
	21.58							25 53.40~55.70m 花崗斑岩である。石英・長石の斑晶が顕微鏡で認められる。斑晶は径2~5mm(最大10mm)程度である。長石類は白濁し軟質化している。	
	31.42							26 55.70~58.00m 花崗斑岩である。石英・長石の斑晶が顕微鏡で認められる。斑晶は径2~5mm(最大10mm)程度である。長石類は白濁し軟質化している。	
	31.42							27 58.00~60.30m 花崗斑岩である。石英・長石の斑晶が顕微鏡で認められる。斑晶は径2~5mm(最大10mm)程度である。長石類は白濁し軟質化している。	
	31.42							28 60.30~62.60m 花崗斑岩である。石英・長石の斑晶が顕微鏡で認められる。斑晶は径2~5mm(最大10mm)程度である。長石類は白濁し軟質化している。	

審査資料案

記 事
21 25.03~28.93m ・砂礫である。
23 28.93~31.42m ・玉石混じり砂礫である。
26 31.42~51.12m ・花崗斑岩である。
27 32.48~33.40m ・強風化部である。 ・変質しており、灰白色を呈する。
28 33.37m ・灰白色の砂混じり粘土状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
21 25.03~28.93m ・砂礫である。
23 28.93~31.42m ・玉石混じり砂礫である。
26 31.42~51.12m ・花崗斑岩である。
27 32.48~33.40m ・強風化部である。 ・変質しており、灰白色を呈する。
28 33.37m ・灰白色の砂混じり粘土状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
21 25.03~28.93m ・砂礫である。
23 28.93~31.42m ・玉石混じり砂礫である。
26 31.42~51.12m ・花崗斑岩である。
27 32.48~33.40m ・強風化部である。 ・変質しており、灰白色を呈する。
28 33.37m ・灰白色の砂混じり粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
23~25	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
26~28	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-15

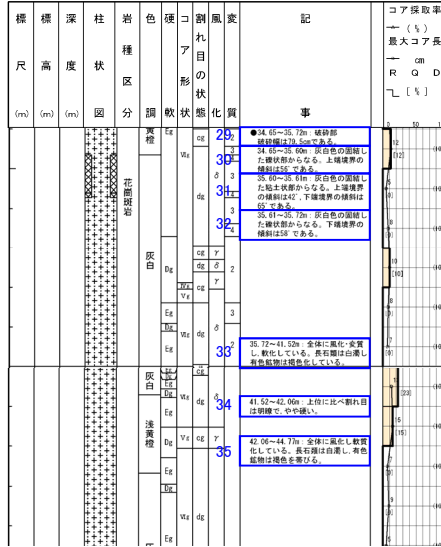
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事	
29 32	●34.65~35.72m ・破碎部である。 ・灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN52° E72° NWである。 ・幅20mmの粘土を挟在する。
33 35	35.72~41.52m, 42.06~44.77m ・風化部である。 ・変質している。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事	
29 32	●34.65~35.72m ・破碎部である。 ・灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN52° E72° NWである。 ・幅20mmの粘土を挟在する。
33 35	35.72~41.52m, 42.06~44.77m ・風化部である。 ・変質している。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事	
29 32	●34.65~35.72m ・破碎部である。 ・灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN52° E72° NWである。 ・幅20mmの粘土を挟在する。
33 35	35.72~41.52m, 42.06~44.77m ・風化部である。 ・変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29~32	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、幅20mmの粘土を記載。 ・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
33,35	<ul style="list-style-type: none"> ・長石類の白濁、鉱物の褐色化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・軟化については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	変更なし	変更なし
34	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度や硬軟については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 	—	—

H24-B8-15

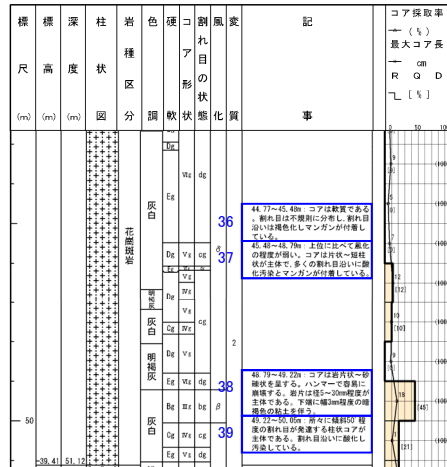
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事
36 44.77~45.48m ・軟質である。 ・割れ目に沿って褐色酸化物が付着する。
37 45.48~48.79m ・片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って黒色酸化物が付着する。
38 48.79~49.22m ・岩片状~砂礫状を呈する。 ・下端に幅3mm程度の暗褐色粘土を挟む。
39 49.22~50.05m ・傾斜50°の割れ目が発達し、柱状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
36 44.77~45.48m ・軟質である。 ・割れ目に沿って褐色酸化物が付着する。
37 45.48~48.79m ・片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って黒色酸化物が付着する。
38 48.79~49.22m ・岩片状~砂礫状を呈する。 ・下端に幅3mm程度の暗褐色粘土を挟む。
39 49.22~50.05m ・傾斜50°の割れ目が発達し、柱状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
36 44.77~45.48m ・軟質である。 ・割れ目に沿って褐色酸化物が付着する。
37 45.48~48.79m ・片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って黒色酸化物が付着する。
38 48.79~49.22m ・岩片状~砂礫状を呈する。 ・下端に幅3mm程度の暗褐色粘土を挟む。
39 49.22~50.05m ・傾斜50°の割れ目が発達し、柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
36	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの酸化汚染、マンガン付着については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
37	<ul style="list-style-type: none"> ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・マンガンを黒色酸化物と記載。 	変更なし	変更なし
38	<ul style="list-style-type: none"> ・岩片の径については、割れ目の発達に関する補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	変更なし	変更なし
39	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いの酸化汚染については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし

H24-B8-15

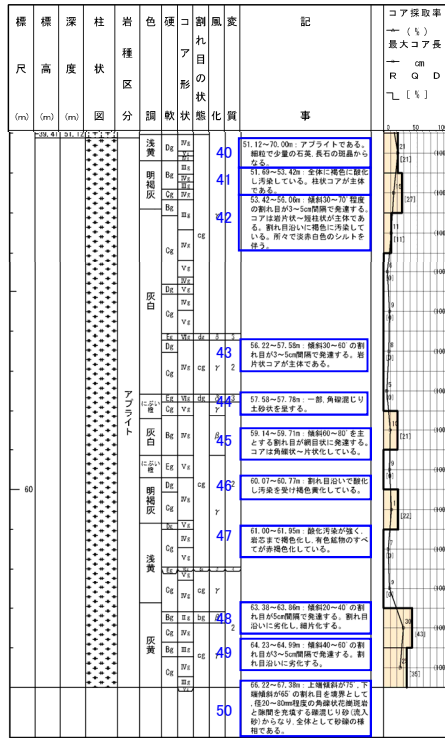
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事	
40	51.12~70.00m ・アフライトである。 ・柱状を呈する。
42	53.42~56.06m ・傾斜30° ~70°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部、割れ目に沿って淡赤白色のシルトを挟む。
43	56.22~57.58m ・傾斜30° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状を呈する。
44	57.58~57.78m ・一部、角礫混じり土砂状を呈する。
45	59.14~59.71m ・傾斜60° ~80°の割れ目が網目状に発達し、角礫状~片状を呈する。
46	60.07~60.77m ・割れ目に沿って酸化する。
48	63.38~63.86m ・傾斜20° ~40°の割れ目が5cm間隔で発達する。
49	64.23~64.99m ・傾斜40° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達する。
50	66.22~67.38m ・砂礫状を呈する。

審査資料

(平成30年11月30日)

記事	
40	51.12~70.00m ・アフライトである。 ・柱状を呈する。
42	53.42~56.06m ・傾斜30° ~70°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部、割れ目に沿って淡赤白色のシルトを挟む。
43	56.22~57.58m ・傾斜30° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状を呈する。
44	57.58~57.78m ・一部、角礫混じり土砂状を呈する。
45	59.14~59.71m ・傾斜60° ~80°の割れ目が網目状に発達し、角礫状~片状を呈する。
46	60.07~60.77m ・割れ目に沿って酸化する。
48	63.38~63.86m ・傾斜20° ~40°の割れ目が5cm間隔で発達する。
49	64.23~64.99m ・傾斜40° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達する。
50	66.22~67.38m ・砂礫状を呈する。

審査資料

(令和2年2月7日)

記事	
40	51.12~70.00m ・アフライトである。 ・柱状を呈する。
42	53.42~56.06m ・傾斜30° ~70°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部、割れ目に沿って淡赤白色のシルトを挟む。
43	56.22~57.58m ・傾斜30° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状を呈する。
44	57.58~57.78m ・一部、角礫混じり土砂状を呈する。
45	59.14~59.71m ・傾斜60° ~80°の割れ目が網目状に発達し、角礫状~片状を呈する。
46	60.07~60.77m ・割れ目に沿って酸化する。
48	63.38~63.86m ・傾斜20° ~40°の割れ目が5cm間隔で発達する。
49	64.23~64.99m ・傾斜40° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達する。
50	66.22~67.38m ・砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。(誤記)“柱状を呈する”と誤って記載。	変更なし	変更なし
41	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・酸化汚染については、補足的なものであるため削除。	-	-
42	・割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・酸化汚染については、補足的なものであるため削除。	-	-
48	・割れ目沿いの劣化については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目沿いの劣化については、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし
50	・砂礫状区間の礫径や粒度については、割れ目の発達に関する補足的なものであるため削除。 ・割れ目の境界や角礫状及び流入砂については、掘削時の機械割れの影響と判断し削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-15

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色	硬 度	割 裂	風 化	変 質	記 事	コア採取率
(m)	(m)	(m)	固 分		割 目 状 態				事	(%)
			アフライト						67.38~68.04m: 傾斜10°~20°の割れ目と、傾斜70°の割れ目が5~8cm間隔で発達する。割れ目沿いに岩片状を呈する。 51	100
			硬質						68.04~68.24m: 角礫状を呈する。 52	100
			硬質						69.46~70.00m: 散在な割れ目が少ない短柱状のコアが主体である。 53	100

審査資料案

記 事

67.38~68.04m
 ・傾斜10°~20°の割れ目と、傾斜70°の割れ目が5~8cm間隔で発達する。
 ・割れ目に沿って岩片状を呈する。
 51
 68.04~68.24m
 ・角礫状を呈する。
 52
 69.46~70.00m
 ・短柱状を呈する。
 53

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事

67.38~68.04m
 ・傾斜10°~20°の割れ目と、傾斜70°の割れ目が5~8cm間隔で発達する。
 ・割れ目に沿って岩片状を呈する。
 51
 68.04~68.24m
 ・角礫状を呈する。
 52
 69.46~70.00m
 ・短柱状を呈する。
 53

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事

67.38~68.04m
 ・傾斜10°~20°の割れ目と、傾斜70°の割れ目が5~8cm間隔で発達する。
 ・割れ目に沿って岩片状を呈する。
 51
 68.04~68.24m
 ・角礫状を呈する。
 52
 69.46~70.00m
 ・短柱状を呈する。
 53

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-27

余白

H24-B8-27

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 れ 目 の 状 態	風 化	変 質	記 事	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D ↓ (%)
(m)	(m)	固	分							0 10 100
									1 48.00mまでノンコア	

審査資料案

記 事
1 48.00mまでノンコア

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
1 48.00mまでノンコア

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
1 48.00mまでノンコア

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-27

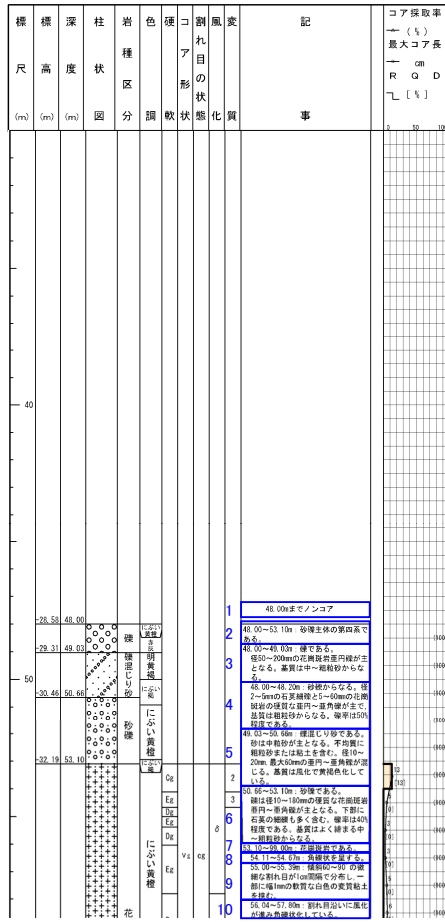
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事
1 48.00mまでノンコア
48.00~49.03m ・礫である。
3 49.03~50.66m ・礫混じり砂である。
5 50.66~53.10m ・砂礫である。
6 53.10~54.67m ・花崗斑岩である。
7 54.67~56.04m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
8 56.04~57.80m ・風化部である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
1 48.00mまでノンコア
48.00~49.03m ・礫である。
3 49.03~50.66m ・礫混じり砂である。
5 50.66~53.10m ・砂礫である。
6 53.10~54.67m ・花崗斑岩である。
7 54.67~56.04m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
8 56.04~57.80m ・風化部である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
1 48.00mまでノンコア
48.00~49.03m ・礫である。
3 49.03~50.66m ・礫混じり砂である。
5 50.66~53.10m ・砂礫である。
6 53.10~54.67m ・花崗斑岩である。
7 54.67~56.04m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
8 56.04~57.80m ・風化部である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
3.4	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。 ・基質については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、円磨度、基質については削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や円磨度、礫率、基質については削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部に変質粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
10	・角礫状化を伴う割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-27

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	別	査	目	目	質		
		分	区	査	の	の			
				査	状	割			
				査	態	れ			
				査	化	目			
				査	質	の			
				査		状			
				査		態			
				査		化			
				査		質			
60			断層岩	De	軟	11	11	57.80~59.70m: 傾斜10~20°の割れ目と線状の割れ目が比較的連続して分布し、これらに傾斜約70°の割れ目と線状の割れ目が分布する。	0
			にふい	De	軟	12	12	59.46m: 傾斜約10~15cmの赤褐色の未固結粘土部である。数箇所で厚1~2cmの粘土を挟む。	0
			にふい	De	軟	13	13	59.30~62.5m: 傾斜10~20°と60~80°の割れ目が分布する。面化した再観察で部分的に傾1~2cmの粘土を挟む。	0
			にふい	De	軟	14	14	62.50~65.50m: 傾斜が劣化し、傾10~20cmに劣化している。	0
			にふい	De	軟	15	15	65.50~67.50m: 傾斜10~20°と60~80°の割れ目が分布する。面化した再観察で粘土を挟む。	0
			にふい	De	軟	17	17	65.50~65.80m: 傾斜約10~15cmである。	0
			にふい	De	軟	18	18	65.80~66.80m: 角礫混じりシルトを主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。下境界の傾斜は70°である。厚10cm程度の花崗岩のサリ礫と、幅1mmの白色の軟質粘土を伴う。下層に傾斜の軟質粘土を伴う。	0
			にふい	De	軟	19	19	66.80~67.50m: 傾斜は残存する程度に劣化している。	0
			にふい	De	軟	20	20	67.50~67.80m: 傾斜10~20°と60~80°の割れ目と線状の割れ目が多く分布する。一部、傾斜面に面化した再観察で粘土を挟む。	0

審査資料案

記 事	
13 5 15	59.90~65.59m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
16 5 18	65.59~65.80m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・極暗赤褐色の未固結粘土部: 累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN3° E84° Wである。 ・下境界の傾斜は70°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事	
13 5 15	59.90~65.59m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
16 5 18	65.59~65.80m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・極暗赤褐色の未固結粘土部: 累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN3° E84° Wである。 ・下境界の傾斜は70°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事	
13 5 15	59.90~65.59m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
16 5 18	65.59~65.80m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・極暗赤褐色の未固結粘土部: 累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN3° E84° Wである。 ・下境界の傾斜は70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
11	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
12	・一部に変質粘土を挟むが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
13~15	・同系統の割れ目が分布する区間を一括記載し、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・部分的に粘土を挟むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
16~18	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“傾斜は60°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・クサリ礫については、補足的なものであるため追記せず。 ・“粘土を伴う”との記載については、粘土の直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため追記せず。	変更なし	変更なし
19	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	—	—
20	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で細片化するが、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H24-B8-27

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標	標	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高	度	状	種	軟	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	別	質		目	率		
			分	の			の			
				状			状			
				態			態			
				化			化			
				率			率			
							21		65.62~70.20m 上端割れ目27cm 角礫状の空・岩中へ20cm角礫化し、底層とよもに固結している。	0
							22		70.20~72.03m 割れ目が発達し、角礫状を呈する。	0
							23		72.03~74.00m 割れ目が発達し、角礫状を呈する。	0
							24		74.00~75.00m 割れ目が発達し、角礫状を呈する。	0
							25		75.00~76.00m 割れ目が発達し、角礫状を呈する。	0
							26		76.00~77.00m 割れ目が発達し、角礫状を呈する。	0
							27		77.00~78.00m 割れ目が発達し、角礫状を呈する。	0
							28		78.00~79.00m 割れ目が発達し、角礫状を呈する。	0

審査資料案

記 事
22 70.20~72.03m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
22 70.20~72.03m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
22 70.20~72.03m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・劣化部の固結程度については、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。	—	—
22	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
24	・一部で粘土を挟在するが、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
25	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
26	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部割れ目沿いで細片化しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・変質程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
27	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
28	・粘土脈が発達するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H24-B8-27

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	硬 度	割 れ	風 化	記 事	コア採取率
(m)	(m)	図 分	固 分	塊 取	目 状	状 態	事	(%)
80							29 ●81.68~83.66m 礫砂部 ・ 破碎部である。 ・ 右ずれ正断層センスである。 ・ 主ににぶい橙色の固結礫状部及び灰白色の 固結粘土状部からなる。 ・ 淡褐色の未固結粘土状部 累計幅0.5cm ・ 走向・傾斜はN10° E89° Wである。 ・ 下端境界の傾斜は10°である。	0
							30 29 33	
							31	
							32	
							33	
							34	
							35	
							36	
							37	

審査資料案

記 事

●81.68~83.66m
・ 破碎部である。
・ 右ずれ正断層センスである。
・ 主ににぶい橙色の固結礫状部及び灰白色の
固結粘土状部からなる。
・ 淡褐色の未固結粘土状部 累計幅0.5cm
・ 走向・傾斜はN10° E89° Wである。
・ 下端境界の傾斜は10°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事

●81.68~83.66m
・ 破碎部である。
・ 右ずれ正断層センスである。
・ 主ににぶい橙色の固結礫状部及び灰白色の
固結粘土状部からなる。
・ 淡褐色の未固結粘土状部 累計幅0.5cm
・ 走向・傾斜はN10° E89° Wである。
・ 下端境界の傾斜は10°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事

●81.66~83.66m
・ 破碎部である。
・ 右ずれ正断層センスである。
・ 主ににぶい橙色の固結礫状部及び灰白色の
固結粘土状部からなる。
・ 淡褐色の未固結粘土状部 累計幅0.5cm
・ 走向・傾斜はN10° E89° Wである。
・ 下端境界の傾斜は10°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29~33	<ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所累計幅を記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 誤記修正(81.68→81.66)。_____
34	・ 割れ目沿いに細粒化しているが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
35	・ 角礫混じり砂状を呈するが、周囲との境界が不明瞭で、直線性に乏しいことから削除。	-	-
36	・ 割れ目沿いの変色、風化については、補足的なものであるため削除。	-	-
37	<ul style="list-style-type: none"> 硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 	-	-

下線部:令和2年5月13日提出の資料から誤記を修正

H24-B8-27

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標高	深さ	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記 事	コア採取率 (%)
(m)	(m)	区分				形状	状態		(%)
90								●88.55~89.17m 破砕部 ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。	0
								88.55~89.17m 破砕部 ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。	100
								89.17~92.83m 割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。	100
								92.83~94.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。	100
								94.47~97.96m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。	100
								97.96~99.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。	100

審査資料案

記 事
●88.55~89.17m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。
92.83~94.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
97.96~99.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
●88.55~89.17m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。
92.83~94.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
97.96~99.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
●88.55~89.17m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。
92.83~94.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
97.96~99.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38~40	<ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 “網目状の粘土細脈が発達する”との記載については、粘土の直線性に乏しく、固結礫状部に含まれているため削除。 	変更なし	変更なし
41	<ul style="list-style-type: none"> 石英脈については、補足的なものであるため削除。 	—	—
42	<ul style="list-style-type: none"> 一部割れ目沿いで細粒化し粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	—	—
43	<ul style="list-style-type: none"> “コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 一部で粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	変更なし	変更なし
44	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 割れ目沿いに細片化するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	—	—
45	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 割れ目沿いに細片化するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
46	<ul style="list-style-type: none"> 角礫状部の粒度については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし

H24-B8-35

余白

H24-B8-35

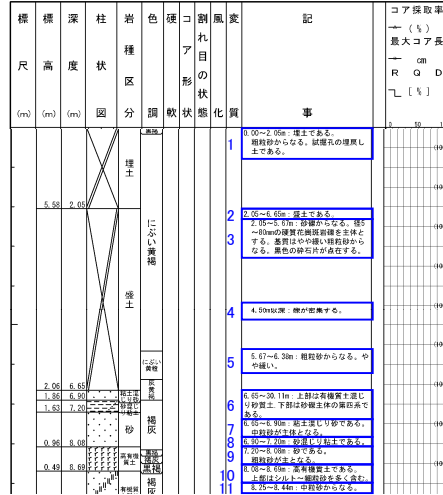
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事
1 0.00~2.05m ・埋戻し土である。
2 2.05~6.65m ・盛土である。
7 6.65~6.90m ・粘土混じり砂である。
8 6.90~7.20m ・砂混じり粘土である。
9 7.20~8.08m ・砂である。
10 8.08~8.69m ・高有機質土である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~2.05m ・埋戻し土である。
2 2.05~6.65m ・盛土である。
7 6.65~6.90m ・粘土混じり砂である。
8 6.90~7.20m ・砂混じり粘土である。
9 7.20~8.08m ・砂である。
10 8.08~8.69m ・高有機質土である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~2.05m ・埋戻し土である。
2 2.05~6.65m ・盛土である。
7 6.65~6.90m ・粘土混じり砂である。
8 6.90~7.20m ・砂混じり粘土である。
9 7.20~8.08m ・砂である。
10 8.08~8.69m ・高有機質土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
1	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋土→埋戻し土)。	変更なし	変更なし
2~5	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
6	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
10,11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	目	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	状	別	の	目	目	状		
(m)	(m)	状	別	の	目	目	状		
	-0.45	9.92	砂	黄褐色	軟	塊状	均質	12 8.69~9.92m 有機質土混じり砂である。	0
	-0.92	10.40	砂	黄褐色	軟	塊状	均質	13 9.92~10.40m 有機質土混じり砂である。	0
	-1.39	11.78	砂	黄褐色	軟	塊状	均質	14 10.40~11.78m 有機質土混じり砂である。	0
	-1.87	13.16	砂	黄褐色	軟	塊状	均質	15 11.78~13.16m 有機質土混じり砂である。	0
	-2.34	14.54	砂	黄褐色	軟	塊状	均質	16 13.16~14.54m 有機質土混じり砂である。	0
	-2.81	15.92	砂	黄褐色	軟	塊状	均質	17 14.54~15.92m 有機質土混じり砂である。	0
	-3.28	17.30	砂	黄褐色	軟	塊状	均質	18 15.92~17.30m 有機質土混じり砂である。	0
	-3.75	18.68	砂	黄褐色	軟	塊状	均質	19 17.30~18.68m 有機質土混じり砂である。	0
	-4.22	20.06	砂	黄褐色	軟	塊状	均質	20 18.68~20.06m 有機質土混じり砂である。	0

審査資料案

記事
12 8.69~9.92m ・有機物混じり砂である。
15 9.92~10.40m ・高有機質土である。
16 10.40~11.78m ・砂である。
19 11.78~12.60m ・高有機質土である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
12 8.69~9.92m ・有機物混じり砂である。
15 9.92~10.40m ・高有機質土である。
16 10.40~11.78m ・砂である。
19 11.78~12.60m ・高有機質土である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
12 8.69~9.92m ・有機物混じり砂である。
15 9.92~10.40m ・高有機質土である。
16 10.40~11.78m ・砂である。
19 11.78~12.60m ・高有機質土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12~14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。 ・表現の見直し(有機質土混じり⇒有機物混じり)。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、下端の粘土分については削除。	変更なし	変更なし
16~18	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
19.20	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

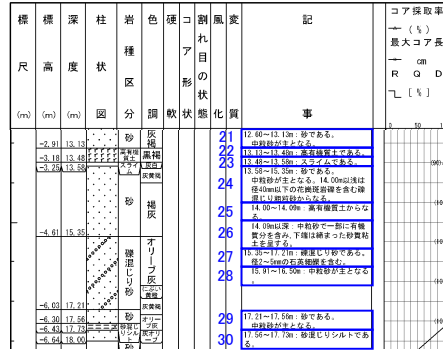
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事
21 12.60~13.13m ・砂である。
22 13.13~13.48m ・高塑性粘土である。
23 13.48~13.68m ・スライム。
24 13.68~15.35m ・砂である。
27 15.35~17.21m ・砂混じり砂である。
29 17.21~17.56m ・砂である。
30 17.56~17.73m ・砂混じりシルトである。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
21 12.60~13.13m ・砂である。
22 13.13~13.48m ・高塑性粘土である。
23 13.48~13.68m ・スライム。
24 13.68~15.35m ・砂である。
27 15.35~17.21m ・砂混じり砂である。
29 17.21~17.56m ・砂である。
30 17.56~17.73m ・砂混じりシルトである。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
21 12.60~13.13m ・砂である。
22 13.13~13.48m ・高塑性粘土である。
23 13.48~13.68m ・スライム。
24 13.68~15.35m ・砂である。
27 15.35~17.21m ・砂混じり砂である。
29 17.21~17.56m ・砂である。
30 17.56~17.73m ・砂混じりシルトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
21	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24~26	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度、礫径、礫種については削除。	変更なし	変更なし
27,28	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫種、礫径については削除。	変更なし	変更なし
29	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-35

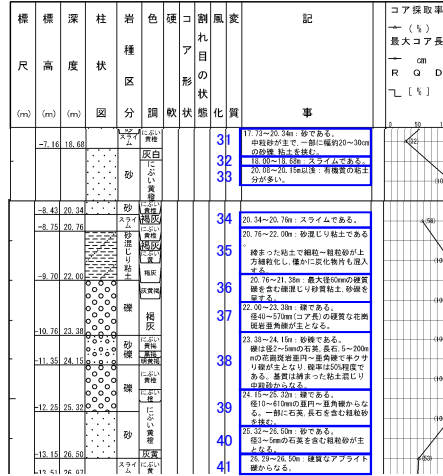
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事	
31	17.73~20.34m ・砂である。
32.34	18.00~18.68m, 20.34~20.76m ・スライム。
35	20.76~22.00m ・砂混じり粘土である。
37	22.00~23.38m ・礫である。
38	23.38~24.15m ・砂塊である。
39	24.15~25.32m ・礫である。
40	25.32~26.50m ・砂である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
31	17.73~20.34m ・砂である。
32.34	18.00~18.68m, 20.34~20.76m ・スライム。
35	20.76~22.00m ・砂混じり粘土である。
37	22.00~23.38m ・礫である。
38	23.38~24.15m ・砂塊である。
39	24.15~25.32m ・礫である。
40	25.32~26.50m ・砂である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
31	17.73~20.34m ・砂である。
32.34	18.00~18.68m, 20.34~20.76m ・スライム。
35	20.76~22.00m ・砂混じり粘土である。
37	22.00~23.38m ・礫である。
38	23.38~24.15m ・砂塊である。
39	24.15~25.32m ・礫である。
40	25.32~26.50m ・砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31.33	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度、挟在物については削除。	変更なし	変更なし
32.34	・スライムである区間を一括記載。	変更なし	変更なし
35.36	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度、堆積構造、炭化物片については削除。	変更なし	変更なし
37	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、礫の硬軟については削除。	変更なし	変更なし
38	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、円磨度、礫率、基質については削除。	変更なし	変更なし
39	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度、挟在物については削除。	変更なし	変更なし
40.41	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

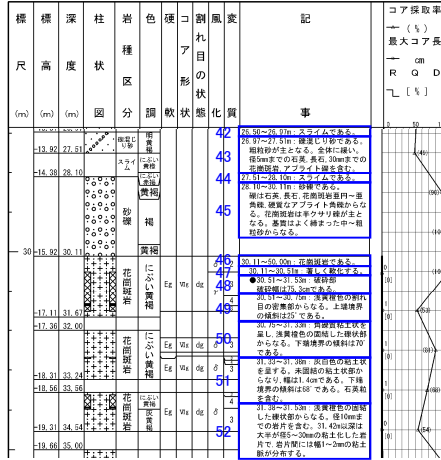
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事
42. 26.50~26.97m, 27.51~28.10m
43. スライム
44. 26.97~27.51m
45. 28.10~30.11m
46. 30.11~50.00m
48. 30.51~31.53m
52. 31.53~31.88m

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
42. 26.50~26.97m, 27.51~28.10m
43. スライム
44. 26.97~27.51m
45. 28.10~30.11m
46. 30.11~50.00m
48. 30.51~31.53m
52. 31.53~31.88m

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
42. 26.50~26.97m, 27.51~28.10m
43. スライム
44. 26.97~27.51m
45. 28.10~30.11m
46. 30.11~50.00m
48. 30.51~31.53m
52. 31.53~31.88m

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42,44	・スライムの区間を一括記載。	変更なし	変更なし
43	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、粒度については削除。	変更なし	変更なし
45	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、質については削除。	変更なし	変更なし
46	変更なし	変更なし	変更なし
47	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
48~52	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 ・“石英粒を含む”、岩片を含むとの記載については、補足的なものであるため削除。 ・“粘土脈が分布する”と記載されているが、粘土の連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 	変更なし	変更なし

H24-B8-35

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 硬	硬 度	割 裂	風 化	記 事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	R Q D	コア 長 [m]
	40	+										
								31.53~31.60m スライムである。 14.15~31.60m コア穴である。 32.08~32.71m スライムである。 32.71~32.99m 硬くて軟かしていない。 32.99~33.06m スライムである。 ●33.06~33.11m 肉眼観察 破砕幅は、3cmである。 黄褐色の固結礫状部からなる。肉眼観察 した礫状部からなる。上端境界の傾斜は70°である。径50mmまでの石英 を含む。厚さ不明である。	53 55	30		
								●32.68~32.71m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° W81° Eである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。	58	2		
								●33.24~33.56m コア穴 ●33.62~33.99m 破砕部 ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結礫状部；累計幅4.10m	60 61 65	33 34 35		
								●33.62~33.99m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結礫状部；累計幅4.10m	61 65	34 35		
								●33.99~33.99m 肉眼観察による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ●33.99~33.99m 肉眼観察による最新活動面の走向・傾斜を記載。 破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“粘土が綿状に分布する”、“石英、岩片を含む”との記載については、補足的なものであるため削除。	62 63 64 65	36 37 38 39		

審査資料案

記 事	
53 55 58 60 61 65	31.53~32.19m ・コア穴及びスライム。 ●32.68~32.71m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° W81° Eである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。 ●33.24~33.56m ・コア穴 ●33.62~33.99m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結礫状部；累計幅4.10m ・にぶい黄褐色の未固結粘土状部；累計幅2.00m ・走向・傾斜はN21° W74° Eである。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は55°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事	
53 55 58 60 61 65	31.53~32.19m ・コア穴及びスライム。 ●32.68~32.71m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° W81° Eである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。 ●33.24~33.56m ・コア穴 ●33.62~33.99m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結礫状部；累計幅4.10m ・にぶい黄褐色の未固結粘土状部；累計幅2.00m ・走向・傾斜はN21° W74° Eである。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は55°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事	
53 55 58 60 61 65	31.53~32.19m ・コア穴及びスライム。 ●32.68~32.71m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° W81° Eである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。 ●33.24~33.56m ・コア穴 ●33.62~33.99m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結礫状部；累計幅4.10m ・にぶい黄褐色の未固結粘土状部；累計幅2.00m ・走向・傾斜はN21° W74° Eである。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は55°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
53~55	・コア穴及びスライムの区間を一括記載。	変更なし	変更なし
56	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
57	(誤記)“32.55~32.65m スライム”とすべきところを誤って削除。	—	—
58	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“石英、長石、岩片を多く含む”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
60	変更なし	変更なし	変更なし
61~65	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“粘土が綿状に分布する”、“石英、岩片を含む”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	硬 度	コ ア	割 裂	風 化	記 事	コ ア 採取 率
(m)	(m)	区 分	種 別	値	径	目 的 状	状 態		(%)
31.15	30.00								
								34.54~38.00m コア穴 コア穴 割れ目が多く、角礫状を呈する。 37.90~38.36m ●38.36~38.41m ・主に褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部 累計幅4.0cm ・走向・傾斜はN33° W80° NEである。 ・土壌境界の傾斜は60°、下境界の傾斜は60°である。	0 14 19
								37.90~38.36m 角礫状を呈する。 ●38.36~38.41m 破砕部である。 ・主に褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部 累計幅4.0cm ・走向・傾斜はN33° W80° NEである。 ・土壌境界の傾斜は60°、下境界の傾斜は60°である。	0 14 19
								40.56m 傾斜50°の割れ目の下層部が幅2~5mで露出している。微細な不定形鉱物晶が混入している。 43.35m 傾斜83° 幅1~6mmの石英晶が混入している。 44.10m 色むらがある。 45.76m 傾斜68° 幅5cmで灰白色~褐色の粘土を呈している。高層は約1~2cmが褐色粘土、層間空隙が混入している。	0 10 16 22
								49.56~49.75m 割れ目が密集し、角礫状をしている。マンガン汚染で黄褐色をしている。	0 9

審査資料案

記 事

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	・粘土脈を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
68	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
69	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察で取得した、端部の見かけの傾斜を記載。 ・上記再観察で追加認定した、褐色の固結粘土状部を記載。 ・破砕幅については、性状一覽表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“径10mmまでの岩片を含む”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・割れ目沿いの変色、鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
71	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
72	・土砂状を呈するが、当該区間の境界面が系統的でなく、礫に定向配列が見られないことから削除。	—	—
73	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
74	・変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-36

余白

H24-B8-36

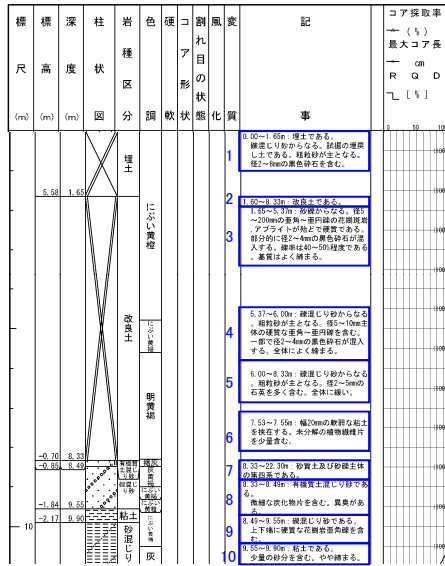
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事
1 0.00~1.65m ・埋戻しり砂である。
2 1.65~8.33m ・改良土である。
8 8.33~8.49m ・有機物混じり砂である。
9 8.49~9.55m ・有機物混じり砂である。
10 9.55~9.90m ・粘土である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~1.65m ・埋戻しり砂である。
2 1.65~8.33m ・改良土である。
8 8.33~8.49m ・有機物混じり砂である。
9 8.49~9.55m ・有機物混じり砂である。
10 9.55~9.90m ・粘土である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~1.65m ・埋戻しり砂である。
2 1.65~8.33m ・改良土である。
8 8.33~8.49m ・有機物混じり砂である。
9 8.49~9.55m ・有機物混じり砂である。
10 9.55~9.90m ・粘土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋土→埋戻し土)。 	変更なし	変更なし
2~6	<ul style="list-style-type: none"> ・改良土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。 	変更なし	変更なし
7	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。 	—	—
8	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、炭化物や異臭については削除。 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。 	変更なし	変更なし
9	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫については削除。 	変更なし	変更なし
10	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、砂分、硬軟については削除。 	変更なし	変更なし

H24-B8-36

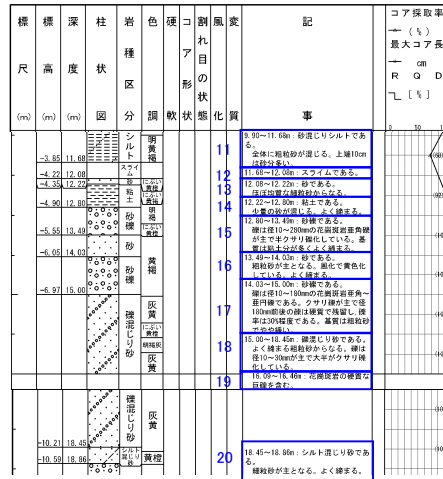
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事	
11	9.90~11.68m ・砂混じりシルトである。
12	11.68~12.08m ・スライム。
13	12.08~12.22m ・砂である。
14	12.22~12.80m ・粘土である。 ・少量の砂が混じる。
15	12.80~13.49m ・砂である。
16	13.49~14.03m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。
17	14.03~15.00m ・砂である。 ・径10~180mmの花崗斑岩垂直角~垂直礫を主体とする。
18	15.00~18.45m ・礫混じり砂である。
19	18.45~18.86m ・シルト混じり砂である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事	
11	9.90~11.68m ・砂混じりシルトである。
12	11.68~12.08m ・スライム。
13	12.08~12.22m ・砂である。
14	12.22~12.80m ・粘土である。 ・少量の砂が混じる。
15	12.80~13.49m ・砂である。
16	13.49~14.03m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。
17	14.03~15.00m ・砂である。 ・径10~180mmの花崗斑岩垂直角~垂直礫を主体とする。
18	15.00~18.45m ・礫混じり砂である。
19	18.45~18.86m ・シルト混じり砂である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事	
11	9.90~11.68m ・砂混じりシルトである。
12	11.68~12.08m ・スライム。
13	12.08~12.22m ・砂である。
14	12.22~12.80m ・粘土である。 ・少量の砂が混じる。
15	12.80~13.49m ・砂である。
16	13.49~14.03m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。
17	14.03~15.00m ・砂である。 ・径10~180mmの花崗斑岩垂直角~垂直礫を主体とする。
18	15.00~18.45m ・礫混じり砂である。
19	18.45~18.86m ・シルト混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、基質については削除。	変更なし	変更なし
16	・色調や硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫率、基質については削除。	変更なし	変更なし
18,19	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫径、基質については削除。	変更なし	変更なし
20	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、硬軟については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-36

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	状	別	軟	目	目	質		
		分	区	度	の	の			
		固	分	取	状	状			
		分	別	扱	態	態			
		別	別	扱	化	化			
		別	別	扱	質	質			
18.86	22.30	砂礫	砂礫	硬	割れ目	風化		18.86~22.30m 砂礫である。径5~320mmの花崗斑岩、角礫と少量のアプライトからなり、選角~選円礫で半分程度を占める。選角は50程度である。選角は粗粒砂で上層は砂分が減少する。	0
22.30	36.00	花崗斑岩	花崗斑岩	硬	割れ目	風化		22.30~36.00m 花崗斑岩である。主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。にふい黄褐色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm	0
24.19	27.68	花崗斑岩	花崗斑岩	硬	割れ目	風化		24.19~27.68m 破碎部である。主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。にふい黄褐色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm	0
27.68	31.00	花崗斑岩	花崗斑岩	硬	割れ目	風化		27.68~31.00m 粘土質の角礫状部からなる。断面中の粘土質部からなる。上層境界の傾斜は40°である。24.40m以上は径5~20mmの角礫が主体となる。	0
31.00	34.00	花崗斑岩	花崗斑岩	硬	割れ目	風化		31.00~34.00m にふい黄褐色の粘土質部からなる。断面中の粘土質部からなる。傾斜は5°である。径1~2mmの石質部を主体とする。	0
34.00	37.50	花崗斑岩	花崗斑岩	硬	割れ目	風化		34.00~37.50m 粘土質の角礫状部からなる。断面中の粘土質部からなる。傾斜は5°である。	0
37.50	40.00	花崗斑岩	花崗斑岩	硬	割れ目	風化		37.50~40.00m 花崗斑岩の割れ目の密集部からなる。	0

審査資料案

記 事
18.86~22.30m ・砂礫である。 ・径5~320mmの花崗斑岩及び花崗岩垂直~亜円礫を主体とする。
22.30~36.00m ・花崗斑岩である。
24.19~27.68m ・破碎部である。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm
27.68~31.00m ・粘土質の角礫状部からなる。 ・断面中の粘土質部からなる。上層境界の傾斜は40°である。
31.00~34.00m ・にふい黄褐色の粘土質部からなる。 ・断面中の粘土質部からなる。傾斜は5°である。
34.00~37.50m ・粘土質の角礫状部からなる。 ・断面中の粘土質部からなる。傾斜は5°である。
37.50~40.00m ・花崗斑岩の割れ目の密集部からなる。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
18.86~22.30m ・砂礫である。 ・径5~320mmの花崗斑岩及び花崗岩垂直~亜円礫を主体とする。
22.30~36.00m ・花崗斑岩である。
24.19~27.68m ・破碎部である。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm
27.68~31.00m ・粘土質の角礫状部からなる。 ・断面中の粘土質部からなる。上層境界の傾斜は40°である。
31.00~34.00m ・にふい黄褐色の粘土質部からなる。 ・断面中の粘土質部からなる。傾斜は5°である。
34.00~37.50m ・粘土質の角礫状部からなる。 ・断面中の粘土質部からなる。傾斜は5°である。
37.50~40.00m ・花崗斑岩の割れ目の密集部からなる。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
18.86~22.30m ・砂礫である。 ・径5~320mmの花崗斑岩及び花崗岩垂直~亜円礫を主体とする。
22.30~36.00m ・花崗斑岩である。
24.19~27.68m ・破碎部である。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm
27.68~31.00m ・粘土質の角礫状部からなる。 ・断面中の粘土質部からなる。上層境界の傾斜は40°である。
31.00~34.00m ・にふい黄褐色の粘土質部からなる。 ・断面中の粘土質部からなる。傾斜は5°である。
34.00~37.50m ・粘土質の角礫状部からなる。 ・断面中の粘土質部からなる。傾斜は5°である。
37.50~40.00m ・花崗斑岩の割れ目の密集部からなる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> ・性質については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。 ・礫率については、層相内で多少のばらつきがあるため削除。 ・礫の硬軟については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> ・原岩組織や割れ目の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土脈を挟むが、系統的でないことから削除。 	—	—
24~28	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層層(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 ・“岩片が主体となる”、“石英粒を少量含む”との記載については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし

H24-B8-36

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コア採取率
尺	高	状	種	調	軟	割	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	固	別	分	状	目	目	質		
		分	区	類	態	の	状			
						状	況			
						況				
						況				
30	28.70	30.00							●30.00~30.36m 破砕部 破砕幅は4.3cmである。 29 30 31 32 33 34 35.49m 幅1~2mmの白色の粘土が 検出する。 35.62~36.00m 割れ目沿いに砂状 化している。幅1~2mmの粘土も分 布する。	0 50 100

審査資料案

記事

●30.00~30.36m
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm
・走向・傾斜はN37° E71° Wである。
・下端境界の傾斜は60°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

●30.00~30.36m
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm
・走向・傾斜はN37° E71° Wである。
・下端境界の傾斜は60°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

●30.00~30.36m
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm
・走向・傾斜はN37° E71° Wである。
・下端境界の傾斜は60°である。

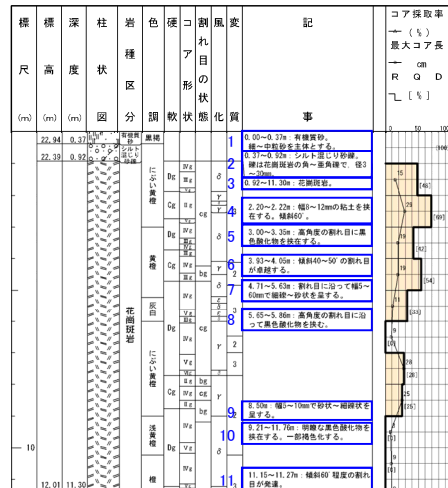
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29~32	<ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。(誤記)下端境界の傾斜は60°と誤って記載。 破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
33	<ul style="list-style-type: none"> 粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
34	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目沿いに砂状化し、一部で粘土脈が分布するが、粘土の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—

H27-Br-4

余白

H27-Br-4

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00~0.37m ・有機質砂である。
2	0.37~0.92m ・シルト混じり砂礫である。
3	0.92~11.30m ・花崗斑岩である。
5	3.00~3.35m ・高角度の割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
6	3.93~11.27m ・高角度の割れ目が発達し、砂状~細礫状を呈する。
11	・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部褐色を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~0.37m ・有機質砂である。
2	0.37~0.92m ・シルト混じり砂礫である。
3	0.92~11.30m ・花崗斑岩である。
5	3.00~3.35m ・高角度の割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
6	3.93~11.27m ・高角度の割れ目が発達し、砂状~細礫状を呈する。
11	・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部褐色を呈する。

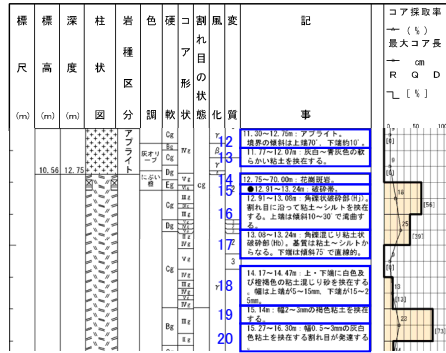
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.37m ・有機質砂である。
2	0.37~0.92m ・シルト混じり砂礫である。
3	0.92~11.30m ・花崗斑岩である。
5	3.00~3.35m ・高角度の割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
6	3.93~11.27m ・高角度の割れ目が発達し、砂状~細礫状を呈する。
11	・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部褐色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、円磨度、礫径については削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
5	変更なし	変更なし	変更なし
6~11	・花崗斑岩区間の割れ目の発達の程度を一括記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-4

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
11. 30~12. 75m ・アフライトである。 ・境界の傾斜は上端70°、下端約10°である。
12. 77~12. 07m ・灰白~青灰色の粘土を挟む。 ・軟質である。
14. 75~70. 00m ・花崗斑岩である。 ●12. 91~13. 24m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
15. 91~13. 24m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
17. 11~14. 47m ・走向・傾斜はN8° E68° Wである。 ・下端境界の傾斜は75°である。
18. 17~14. 47m ・上端・下端に白色及び橙褐色の粘土混じり砂を挟む。
20. 27~16. 30m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
11. 30~12. 75m ・アフライトである。 ・境界の傾斜は上端70°、下端約10°である。
12. 77~12. 07m ・灰白~青灰色の粘土を挟む。 ・軟質である。
14. 75~70. 00m ・花崗斑岩である。 ●12. 91~13. 24m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
15. 91~13. 24m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
17. 11~14. 47m ・走向・傾斜はN8° E68° Wである。 ・下端境界の傾斜は75°である。
18. 17~14. 47m ・上端・下端に白色及び橙褐色の粘土混じり砂を挟む。
20. 27~16. 30m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

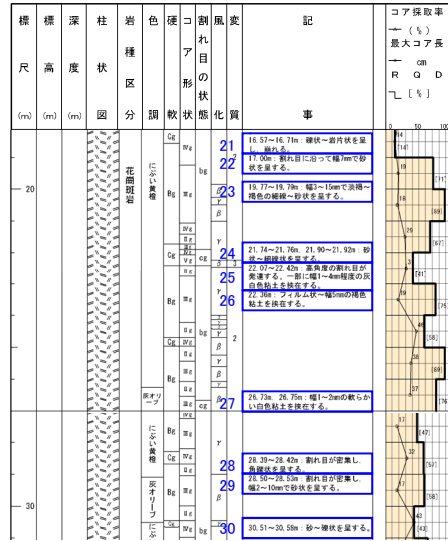
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
11. 30~12. 75m ・アフライトである。 ・境界の傾斜は上端70°、下端約10°である。
12. 77~12. 07m ・灰白~青灰色の粘土を挟む。 ・軟質である。
14. 75~70. 00m ・花崗斑岩である。 ●12. 91~13. 24m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
15. 91~13. 24m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
17. 11~14. 47m ・走向・傾斜はN8° E68° Wである。 ・下端境界の傾斜は75°である。
18. 17~14. 47m ・上端・下端に白色及び橙褐色の粘土混じり砂を挟む。
20. 27~16. 30m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	変更なし	変更なし	変更なし
15~17	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、直線的な端部で取得したものを除き削除。 ・“粘土~シルトを挟む”と記載されているが、粘土~シルトの連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 	変更なし	変更なし
18	・粘土混じり砂の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・粘土を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
20	・粘土の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-4

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

- 21 16.57~16.71m
・礫状~岩片状を呈する。
- 23 19.77~21.92m
・細礫状~砂状を呈する。
- 24 22.07~22.42m
・高角度の割れ目が発達する。
- 25
・割れ目によって灰白色の粘土を挟む。
- 28 28.39~30.59m
・割れ目が発達し、角礫状~砂状~礫状を呈する。
- 30

審査資料 (平成30年11月30日)

- 21 16.57~16.71m
・礫状~岩片状を呈する。
- 23 19.77~21.92m
・細礫状~砂状を呈する。
- 24 22.07~22.42m
・高角度の割れ目が発達する。
- 25
・割れ目によって灰白色の粘土を挟む。
- 28 28.39~30.59m
・割れ目が発達し、角礫状~砂状~礫状を呈する。
- 30

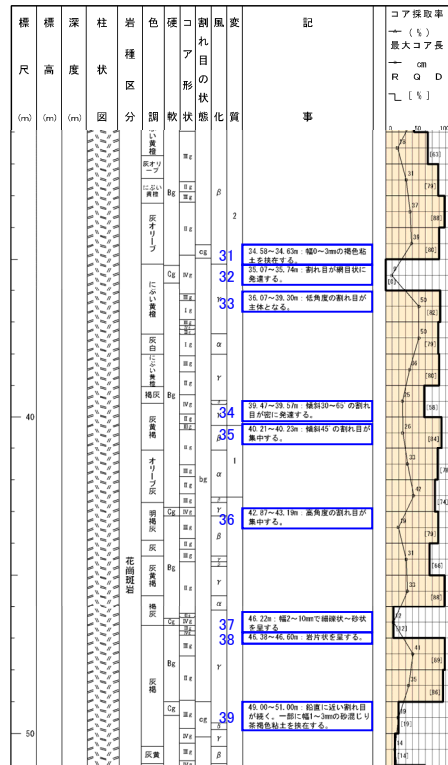
審査資料 (令和2年2月7日)

- 21 16.57~16.71m
・礫状~岩片状を呈する。
- 23 19.77~21.92m
・細礫状~砂状を呈する。
- 24 22.07~22.42m
・高角度の割れ目が発達する。
- 25
・割れ目によって灰白色の粘土を挟む。
- 28 28.39~30.59m
・割れ目が発達し、角礫状~砂状~礫状を呈する。
- 30

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・“崩れる”の記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・割れ目に沿いに砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
23,24	・砂~細礫状の部分を含む区間を一括記載。	変更なし	変更なし
25	・粘土の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26,27	・粘土を挟むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
28~30	・角礫状~砂状~礫状部を含む区間を一括記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-4

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
31 34.58~34.63m ・褐色の粘土を挟む。
32 35.07~43.19m ・低角度~高角度の割れ目が多く発達する。
36
37 46.22~46.60m ・細礫状~砂状~岩片状を呈する。
38
39 49.00~51.00m ・割れ目に沿って茶褐色の粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
31 34.58~34.63m ・褐色の粘土を挟む。
32 35.07~43.19m ・低角度~高角度の割れ目が多く発達する。
36
37 46.22~46.60m ・細礫状~砂状~岩片状を呈する。
38
39 49.00~51.00m ・割れ目に沿って茶褐色の粘土を挟む。

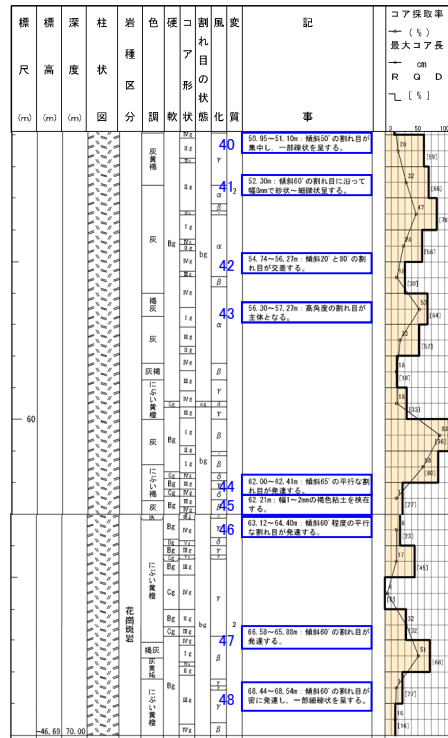
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
31 34.58~34.63m ・褐色の粘土を挟む。
32 35.07~43.19m ・低角度~高角度の割れ目が多く発達する。
36
37 46.22~46.60m ・細礫状~砂状~岩片状を呈する。
38
39 49.00~51.00m ・割れ目に沿って茶褐色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	・粘土の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32~36	・割れ目の発達をを一括記載。	変更なし	変更なし
37,38	・細礫状~砂状~岩片状部を含む区間を一括記載。	変更なし	変更なし
39	・割れ目の傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。 ・記載の統一化(砂混じり粘土→粘土)。 ・粘土の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-4

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

40 50.95~68.44m
47 } ・低角度～高角度の割れ目が発達する。
・礫状～砂状～細礫状を呈する。
・一部割れ目によって褐色の粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

40 50.95~68.44m
47 } ・低角度～高角度の割れ目が発達する。
・礫状～砂状～細礫状を呈する。
・一部割れ目によって褐色の粘土を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

40 50.95~68.44m
47 } ・低角度～高角度の割れ目が発達する。
・礫状～砂状～細礫状を呈する。
・一部割れ目によって褐色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40～47	<ul style="list-style-type: none"> ・RQDと最大コア長が比較的高い状態が連続している区間について、割れ目の発達程度を一括記載。 ・割れ目の傾斜や粘土の幅については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
48	<ul style="list-style-type: none"> ・一部で細礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—

余白

H27-Br-9

余白

H27-Br-9

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
尺	高度	(m)	図	分	調	状	形	質	事	(%)
(m)	(m)	(m)								最大コア長
										— cm
										R Q D
										[%]
43.21	0.90		砂礫						0.00~0.90m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	0 50 100
42.97	1.24		砂礫						0.90~1.24m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						1.24~2.65m 最大径70mmの花崗斑岩の粗角~歪円形の断片中に~1mm程度の心、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						2.65~3.00m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						3.00~4.41m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						4.41~5.67m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						5.67~6.00m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						6.00~7.77m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						7.77~8.41m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						8.41~9.00m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						9.00~10.00m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	
			砂礫						10.00~11.00m 礫混じり砂、粗粒砂からなる基質に礫線を含む、植物根を含む、硬い。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00~0.90m ・礫混じり砂である。
2	0.90~1.24m ・砂礫である。
3	1.24~80.00m ・花崗斑岩である。
4	1.24~2.65m ・強風化部である。 ・割れ目が発達する。
5	1.50~1.67m、2.52~2.77m ・白色の粘土を挟む。
6	2.65~4.41m ・高角度の割れ目が発達する。
7	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。
8	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。
9	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。
10	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~0.90m ・礫混じり砂である。
2	0.90~1.24m ・砂礫である。
3	1.24~80.00m ・花崗斑岩である。
4	1.24~2.65m ・強風化部である。 ・割れ目が発達する。
5	1.50~1.67m、2.52~2.77m ・白色の粘土を挟む。
6	2.65~4.41m ・高角度の割れ目が発達する。
7	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。
8	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。
9	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。
10	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。

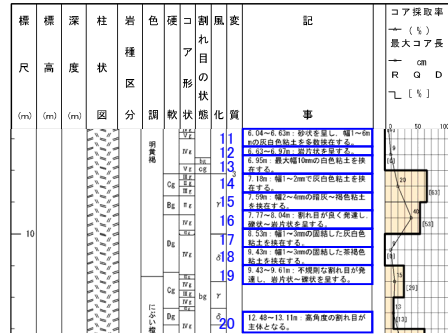
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.90m ・礫混じり砂である。
2	0.90~1.24m ・砂礫である。
3	1.24~80.00m ・花崗斑岩である。
4	1.24~2.65m ・強風化部である。 ・割れ目が発達する。
5	1.50~1.67m、2.52~2.77m ・白色の粘土を挟む。
6	2.65~4.41m ・高角度の割れ目が発達する。
7	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。
8	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。
9	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。
10	5.29~5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって反白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、植物根、硬軟については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径や礫種、円磨度、基質、植物片、硬軟については削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5,7	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
6	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
8	・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
9	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
10	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-9

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
11. 6.04~6.97m ・砂状～岩片状を呈する。 12. 灰白色の粘土を挟む。 16. 7.77~8.04m, 9.43~9.61m 19. 割れ目が発達し、礫状～岩片状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
11. 6.04~6.97m ・砂状～岩片状を呈する。 12. 灰白色の粘土を挟む。 16. 7.77~8.04m, 9.43~9.61m 19. 割れ目が発達し、礫状～岩片状を呈する。

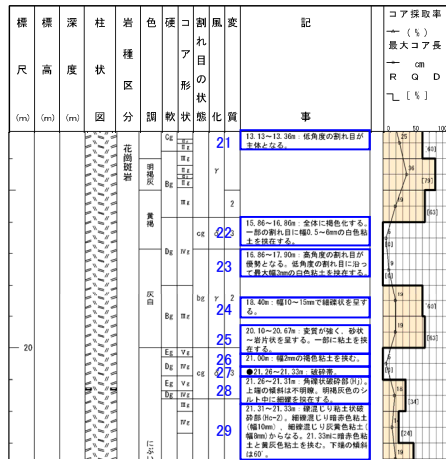
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
11. 6.04~6.97m ・砂状～岩片状を呈する。 12. 灰白色の粘土を挟む。 16. 7.77~8.04m, 9.43~9.61m 19. 割れ目が発達し、礫状～岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11~13	・細片化や細粒化について、区間を統合して一括記載。 ・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
14	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
15	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
16,19	・礫状～岩片状の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
17	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
18	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
20	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—

H27-Br-9

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事

22. 15.86~17.90m
 23. 高角度~低角度の割れ目が発達する。
 ・一部の割れ目に沿って白色の粘土を挟む。

25. 20.10~20.67m
 ・変質している。
 ・砂状~岩片状を呈する。
 ・一部粘土を挟む。

27
 29. 21.26~21.33m
 ・破砕部である。
 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm
 ・走向・傾斜はN45° E63° NWである。
 ・下端境界の傾斜は60°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

22. 15.86~17.90m
 23. 高角度~低角度の割れ目が発達する。
 ・一部の割れ目に沿って白色の粘土を挟む。

25. 20.10~20.67m
 ・変質している。
 ・砂状~岩片状を呈する。
 ・一部粘土を挟む。

27
 29. 21.26~21.33m
 ・破砕部である。
 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm
 ・走向・傾斜はN45° E63° NWである。
 ・下端境界の傾斜は60°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

22. 15.86~17.90m
 23. 高角度~低角度の割れ目が発達する。
 ・一部の割れ目に沿って白色の粘土を挟む。

25. 20.10~20.67m
 ・変質している。
 ・砂状~岩片状を呈する。
 ・一部粘土を挟む。

27
 29. 21.26~21.33m
 ・破砕部である。
 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm
 ・走向・傾斜はN45° E63° NWである。
 ・下端境界の傾斜は60°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	-	-
22.23	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・粘土の挟在が連続する区間を一括記載。 ・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
24	・細礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
27~29	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-9

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	色	硬	コ	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	別	状	状	目	質		
							の			
							形			
							状			
							態			
							化			
							質			
									30 21.36~21.62m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	2
									31 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10
									32 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10
									33 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10
									34 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10
									35 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10
									36 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10
									37 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10
									38 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10
									39 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10
									40 21.62~20.26m 傾斜印 傾度の割れ目が斜行して発達し、一部に高角度の白色粘土を挟む。上部に傾度の白色粘土を挟む。	10

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
30 21.36~21.62m, 25.66~26.29m, 26.65~27.10m, 28.69~29.45m ・割れ目が発達する。 33 ・割れ目に沿って白~灰白色の粘土を挟む。 35 31.37~31.91m, 32.35~33.04m, 33.47~33.60m ・高角度の割れ目が発達する。 38 ・下側に灰白及び褐色の粘土を挟む。 39 34.56~34.88m ・変質し、褐色を呈する。 35.30~35.57m ・割れ目が発達する。 40 ・割れ目に沿ってフィルム状の灰白色の粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
30 21.36~21.62m, 25.66~26.29m, 26.65~27.10m, 28.69~29.45m ・割れ目が発達する。 33 ・割れ目に沿って白~灰白色の粘土を挟む。 35 31.37~31.91m, 32.35~33.04m, 33.47~33.60m ・高角度の割れ目が発達する。 38 ・下側に灰白及び褐色の粘土を挟む。 39 34.56~34.88m ・変質し、褐色を呈する。 35.30~35.57m ・割れ目が発達する。 40 ・割れ目に沿ってフィルム状の灰白色の粘土を挟む。

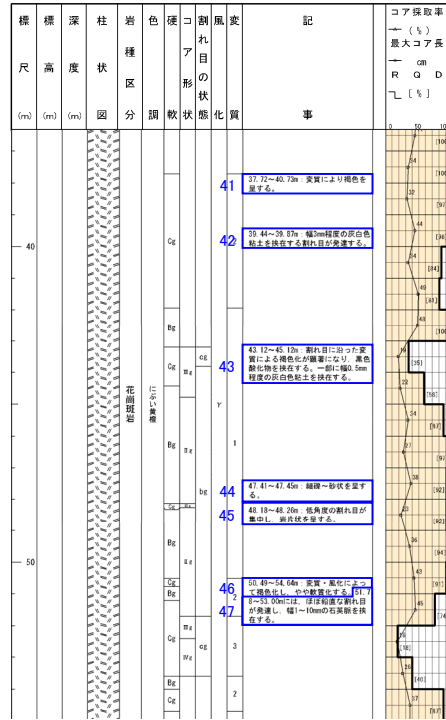
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
30 21.36~21.62m, 25.66~26.29m, 26.65~27.10m, 28.69~29.45m ・割れ目が発達する。 33 ・割れ目に沿って白~灰白色の粘土を挟む。 35 31.37~31.91m, 32.35~33.04m, 33.47~33.60m ・高角度の割れ目が発達する。 38 ・下側に灰白及び褐色の粘土を挟む。 39 34.56~34.88m ・変質し、褐色を呈する。 35.30~35.57m ・割れ目が発達する。 40 ・割れ目に沿ってフィルム状の灰白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30,32,33,35	<ul style="list-style-type: none"> 粘土を挟むする割れ目について一括記載。 粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。 一部の粘土(褐色)については、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	変更なし	変更なし
31	<ul style="list-style-type: none"> 粘土を挟むするが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
34	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目沿いに粘土を挟むするが、連続性に乏しく、周囲の岩盤と劣化が認められないことから削除。 	—	—
36~38	<ul style="list-style-type: none"> 高角度の割れ目の発達について一括記載。 粘土を挟むする位置については、コア写真に基づき下端と記載。 	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし

H27-Br-9

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
41	37.72~40.73m ・変質し、褐色を呈する。
42	39.44~39.87m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
43	43.12~45.12m ・変質している。 ・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
44	47.41~47.45m ・細礫状~砂状を呈する。
45	48.18~48.26m ・低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
46	50.49~54.64m ・風化部である。 ・変質している。 ・やや軟質である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
41	37.72~40.73m ・変質し、褐色を呈する。
42	39.44~39.87m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
43	43.12~45.12m ・変質している。 ・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
44	47.41~47.45m ・細礫状~砂状を呈する。
45	48.18~48.26m ・低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
46	50.49~54.64m ・風化部である。 ・変質している。 ・やや軟質である。

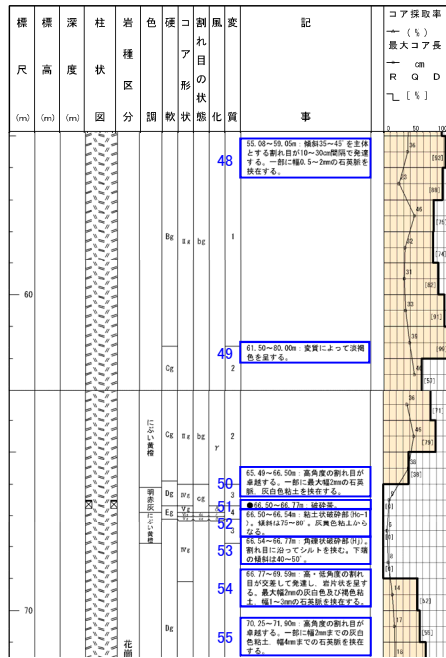
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
41	37.72~40.73m ・変質し、褐色を呈する。
42	39.44~39.87m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
43	43.12~45.12m ・変質している。 ・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
44	47.41~47.45m ・細礫状~砂状を呈する。
45	48.18~48.26m ・低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
46	50.49~54.64m ・風化部である。 ・変質している。 ・やや軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
43	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—

H27-Br-9

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
50	65.49~66.50m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って石英脈及び灰白色の粘土を挟む。
51	●66.50~66.77m ・破砕部である。
53	・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN45° E77° NWである。 ・下層の境界の傾斜は40° ~50° である。
54	・高角度~低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
55	・割れ目に沿って灰白及び褐色の粘土、石英脈を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
50	65.49~66.50m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って石英脈及び灰白色の粘土を挟む。
51	●66.50~66.77m ・破砕部である。
53	・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN45° E77° NWである。 ・下層の境界の傾斜は40° ~50° である。
54	・高角度~低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
55	・割れ目に沿って灰白及び褐色の粘土、石英脈を挟む。

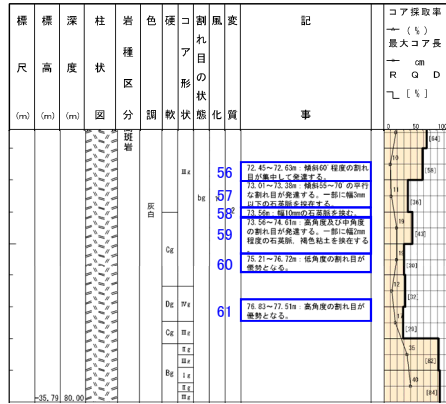
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
50	65.49~66.50m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って石英脈及び灰白色の粘土を挟む。
51	●66.50~66.77m ・破砕部である。
53	・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN45° E77° NWである。 ・下層の境界の傾斜は40° ~50° である。
54	・高角度~低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
55	・割れ目に沿って灰白及び褐色の粘土、石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
49	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
50	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
51~53	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“シルトを挟む”と記載されているが、シルトの連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
54,55	・割れ目の発達程度について、区間を統合し一括記載。 ・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-9

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

73.01~73.38m, 73.56~74.61m
 ・中角度~高角度の割れ目が発達する。
 ・割れ目に沿って石英脈及び褐色の粘土を挟む。
 57~59
 60. 75.21~77.51m
 61. 低角度~高角度の割れ目が発達する。
 61. 76.83~77.51m
 61. 高角度の割れ目が優勢となる。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

73.01~73.38m, 73.56~74.61m
 ・中角度~高角度の割れ目が発達する。
 ・割れ目に沿って石英脈及び褐色の粘土を挟む。
 57~59
 60. 75.21~77.51m
 61. 低角度~高角度の割れ目が発達する。
 61. 76.83~77.51m
 61. 高角度の割れ目が優勢となる。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

73.01~73.38m, 73.56~74.61m
 ・中角度~高角度の割れ目が発達する。
 ・割れ目に沿って石英脈及び褐色の粘土を挟む。
 57~59
 60. 75.21~77.51m
 61. 低角度~高角度の割れ目が発達する。
 61. 76.83~77.51m
 61. 高角度の割れ目が優勢となる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
56	・割れ目が集中するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
57~59	・粘土や鉱物脈を伴う割れ目について一括記載。 ・幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60,61	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
61	変更なし	変更なし	変更なし

余白